

令和6年度第2回鴨川市介護保険運営協議会

日時 令和7年3月19日（水）
午後3時～

場所 鴨川市総合保健福祉会館
2階コミュニティホール

司会進行：島口課長補佐

1. 開 会

2. あいさつ

3. 議 件

（1）鴨川市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画（第9期）の進捗状況について 【資料1-1】

- ① 介護保険事業の推移について （説明：石井和美 介護保険係長）
- ② 介護予防事業について （説明：石渡一光 保健予防係長）
- ③ 高齢者福祉サービスについて （説明：久保正治 地域ささえあい係長）
- ④ 福祉総合相談センター事業について 【資料1-2】
（説明：平川健司 福祉総合相談センター）

（2）鴨川市福祉総合相談センター（地域包括支援センター）の今後の体制について 【資料2】
（説明：角田 守 健康推進課長）

（3）地域密着型サービス事業所等の指定等について 【資料3】
（説明：石井和美 介護保険係長）

（4）その他

4. その他

5. 閉 会

鴨川市介護保険運営協議会委員名簿

任期：令和5年10月29日から令和8年10月28日まで

鴨川市附属機関設置条例

市長の諮問に応じ、介護保険法第117条に規定する介護保険事業計画及び老人福祉法第20条の8に規定する老人福祉計画策定又は変更並びに介護保険サービス等に関する事、地域包括支援センターの運営に関する事並びに地域密着型サービスの指定等に関する事について調査審議を行うこと。

種 別	氏 名	所 属	鴨川市附属機関設置条例	備考
有識者	谷地 睦子	1号被保険者	(1) 住民を代表する者	
被保険者代表	酒井 龍一	1号被保険者	(2) 被保険者を代表する者	
	宗政 智子	2号被保険者	(2) 被保険者を代表する者	
介護保険事業者関係	橋本 理恵	鴨川市ケアマネジャー連絡協議会	(3) 介護保険に係るサービス事業の関係者	
	海老原 正明	施設サービス事業者 医療法人社団宏和会 エビハラ病院	(3) 介護保険に係るサービス事業の関係者	
保健医療関係	金井 重人	安房医師会	(4) 保健医療及び社会福祉の関係者	
福祉関係	寺尾 勝彦	鴨川市民生委員・児童委員協議会	(4) 保健医療及び社会福祉の関係者	

高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画(第9期)の進捗 状況について

【資料1－1】 高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画(第9期) の進捗状況について

- ①介護保険事業の推移について(P1～P8)
- ②介護予防事業について(P9～P18)
- ③高齢者福祉サービスについて(P19～P21)

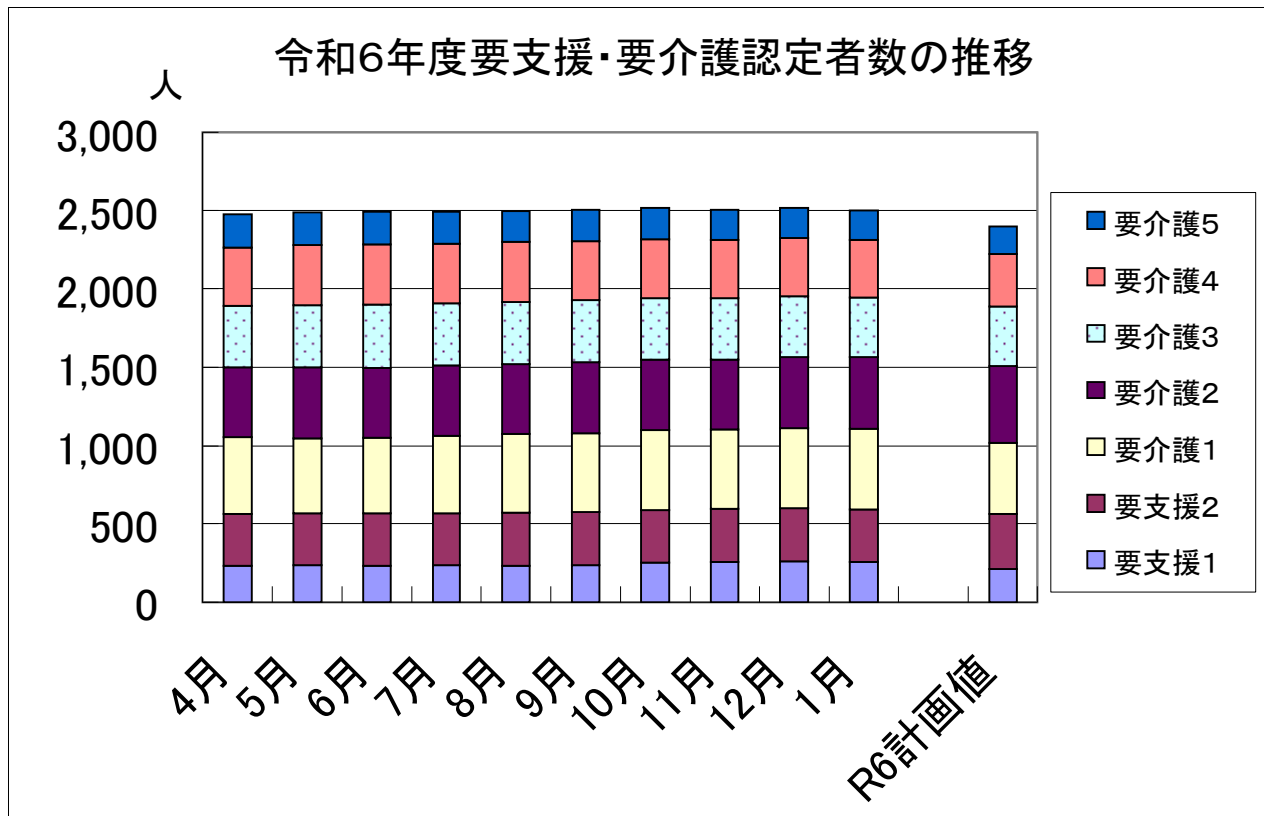
【資料1－2】 福祉総合相談センター(地域包括支援センター)事業 実績報告について

資料 1－1

1. 介護保険事業の推移について

①要介護・要支援認定者数の推移

区 分	要支援1	要支援2	要支援計	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	要介護計	合計
令和6年4月	233	327	560	494	446	394	369	211	1,914	2,474
令和6年5月	237	330	567	481	450	398	383	208	1,920	2,487
令和6年6月	235	330	565	486	445	403	387	207	1,928	2,493
令和6年7月	237	329	566	498	446	398	382	200	1,924	2,490
令和6年8月	234	334	568	506	447	397	381	196	1,927	2,495
令和6年9月	237	339	576	504	454	394	377	198	1,927	2,503
令和6年10月	252	338	590	509	449	393	378	195	1,924	2,514
令和6年11月	258	340	598	507	443	391	375	189	1,905	2,503
令和6年12月	263	339	602	510	451	388	373	190	1,912	2,514
令和7年1月	256	337	593	513	458	379	368	190	1,908	2,501
(介護度別割合)	10.2%	13.5%	23.7%	20.5%	18.3%	15.2%	14.7%	7.6%	76.3%	100%
R6計画値との比較	120.2%	96.3%	105.3%	113.0%	93.1%	99.7%	110.5%	107.3%	103.9%	104.3%
R6計画値	213	350	563	454	492	380	333	177	1,836	2,399



②要介護・要支援認定者に対する受給者割合

(令和6年4月末の要介護・要支援認定者数)

単位:人

区 分	要支援1	要支援2	要支援計	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	要介護計	合計
令和6年4月	233	327	560	494	446	394	369	211	1,914	2,474

(令和6年4月分の介護サービス受給者数)

区 分	要支援1	要支援2	要支援計	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	要介護計	合計
居宅介護(介護予防)サービス受給者数	105	224	329	340	353	228	130	71	1,122	1,451
地域密着型(介護予防)サービス受給者数	0	0	0	61	70	65	47	24	267	267
施設介護サービス受給者数				17	37	135	197	123	509	509
合 計	105	224	329	418	460	428	374	218	1,898	2,227
要介護・要支援認定者に対する割合	45.1%	68.5%	58.8%	84.6%	103.1%	108.6%	101.4%	103.3%	99.2%	90.0%

(令和7年1月末の要介護・要支援認定者数)

区 分	要支援1	要支援2	要支援計	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	要介護計	合計
令和7年1月	256	337	593	513	458	379	368	190	1,908	2,501

(令和7年1月分の介護サービス受給者数)

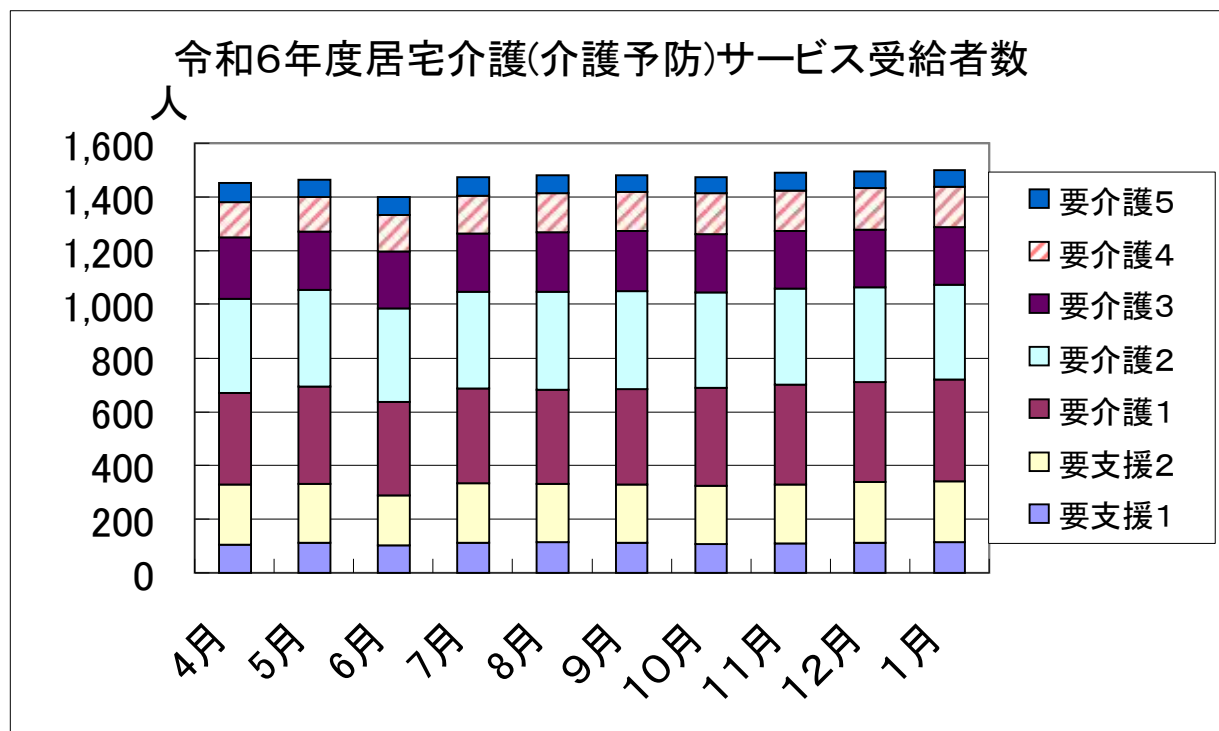
区 分	要支援1	要支援2	要支援計	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	要介護計	合計
居宅介護(介護予防)サービス受給者数	116	226	342	380	350	217	150	63	1,160	1,502
地域密着型(介護予防)サービス受給者数	0	0	0	58	62	72	67	19	278	278
施設介護サービス受給者数				16	33	141	189	103	482	482
合 計	116	226	342	454	445	430	406	185	1,920	2,262
要介護・要支援認定者に対する割合	45.3%	67.1%	57.7%	88.5%	97.2%	113.5%	110.3%	97.4%	100.6%	90.4%

③居宅介護(介護予防)・地域密着型(介護予防)・施設介護サービス受給者数

ア 居宅介護(介護予防)サービス受給者数

単位:人

区 分	要支援1	要支援2	要支援計	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	要介護計	合計
令和6年4月	105	224	329	340	353	228	130	71	1,122	1,451
令和6年5月	111	219	330	363	361	217	130	65	1,136	1,466
令和6年6月	103	185	288	351	347	210	136	68	1,112	1,400
令和6年7月	113	221	334	353	359	218	141	68	1,139	1,473
令和6年8月	115	215	330	353	364	220	147	67	1,151	1,481
令和6年9月	114	215	329	355	367	224	144	62	1,152	1,481
令和6年10月	106	219	325	364	354	219	152	61	1,150	1,475
令和6年11月	108	221	329	371	359	216	150	65	1,161	1,490
令和6年12月	114	225	339	371	354	214	155	63	1,157	1,496
令和7年1月	116	226	342	380	350	217	150	63	1,160	1,502
(介護度別割合)	7.7%	15.0%	22.8%	25.3%	23.3%	14.4%	10.0%	4.2%	77.2%	100%
令和6年4月との比較	110.5%	100.9%	104.0%	111.8%	99.2%	95.2%	115.4%	88.7%	103.4%	103.5%

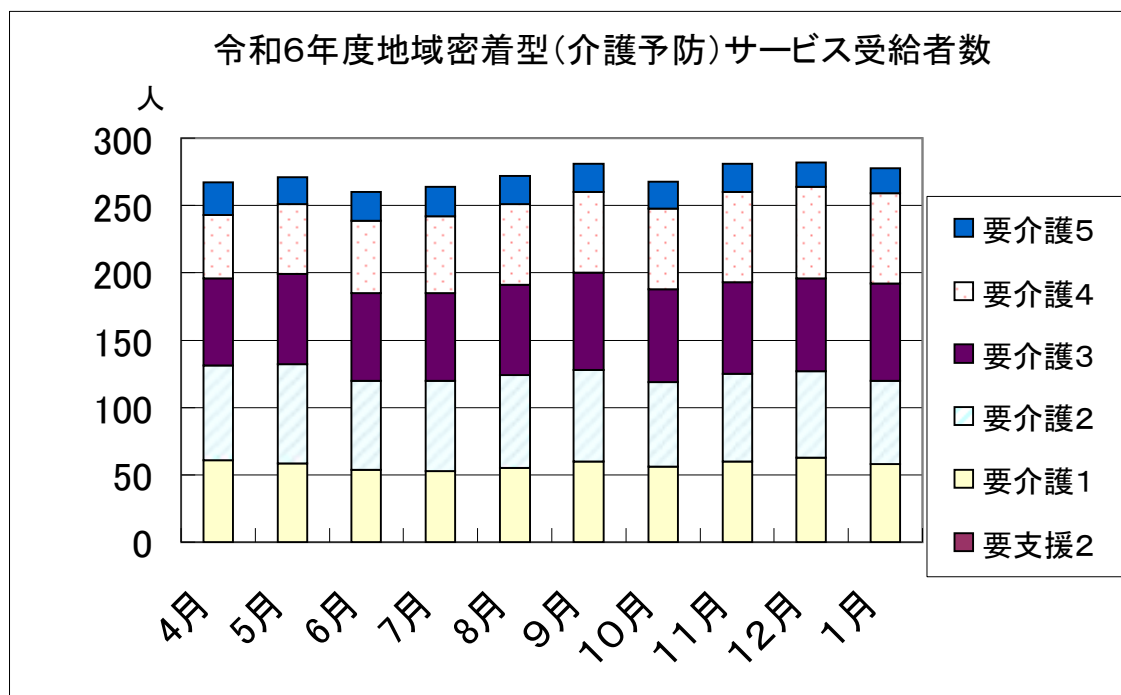


③居宅介護(介護予防)・地域密着型(介護予防)・施設介護サービス受給者数

イ 地域密着型(介護予防)サービス受給者数

単位:人

区 分	要支援2	要支援計	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	要介護計	合計
令和6年4月	0	0	61	70	65	47	24	267	267
令和6年5月	0	0	59	73	67	52	20	271	271
令和6年6月	0	0	54	66	65	54	21	260	260
令和6年7月	0	0	53	67	65	57	22	264	264
令和6年8月	0	0	55	69	67	60	21	272	272
令和6年9月	0	0	60	68	72	60	21	281	281
令和6年10月	0	0	56	63	69	60	20	268	268
令和6年11月	0	0	60	65	68	67	21	281	281
令和6年12月	0	0	63	64	69	68	18	282	282
令和7年1月	0	0	58	62	72	67	19	278	278
(介護度別割合)	0.0%	0.0%	20.9%	22.3%	25.9%	24.1%	6.8%	100.0%	100%
令和6年4月との比較	—	—	95.1%	88.6%	110.8%	142.6%	79.2%	104.1%	104.1%



③居宅介護(介護予防)・地域密着型(介護予防)・施設介護サービス受給者数

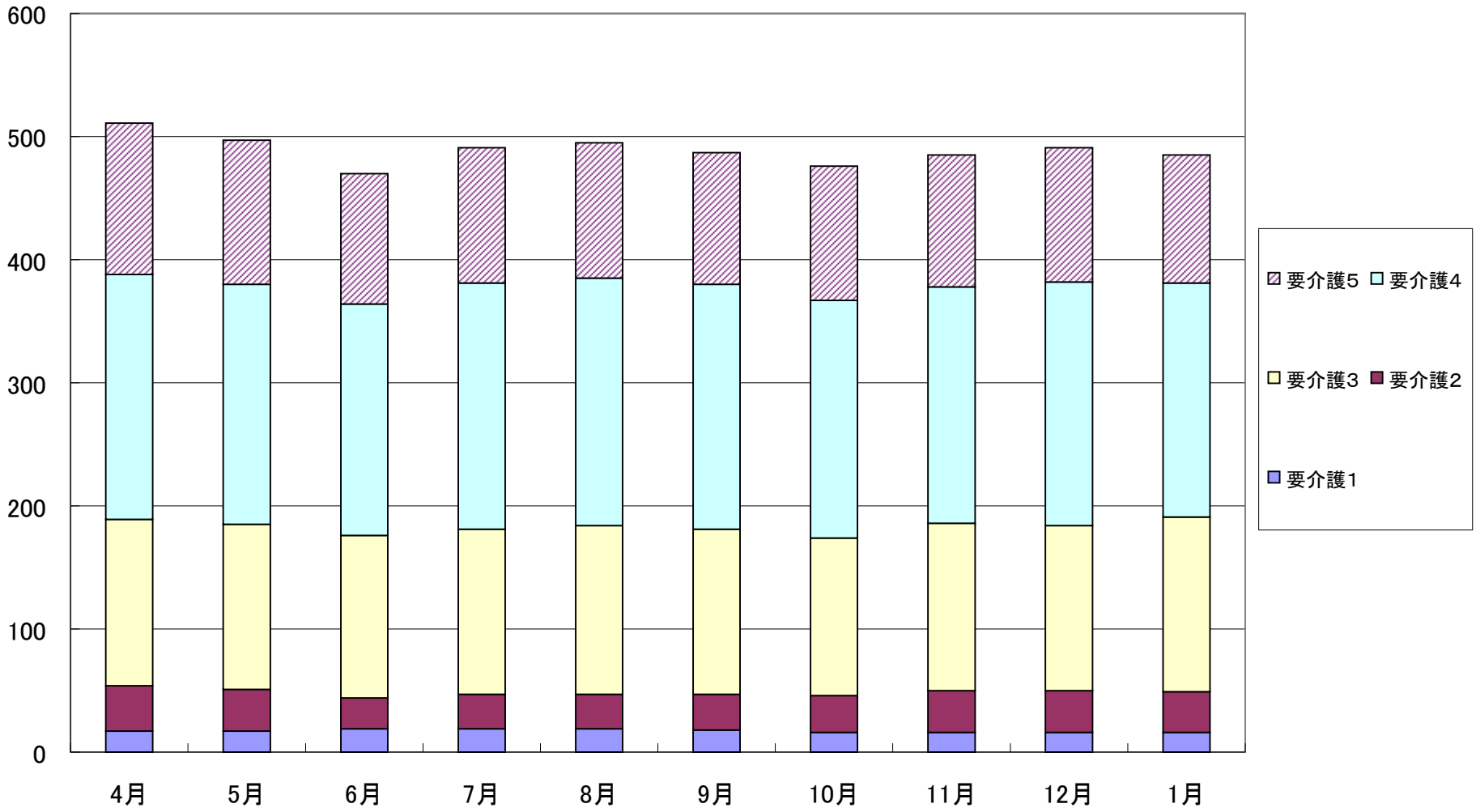
ウ 施設介護サービス受給者数

単位:人

区分	施設区分	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	要介護計
令和6年4月	介護老人福祉施設	0	5	75	112	70	262
	介護老人保健施設	15	25	45	29	18	132
	介護療養型医療施設	2	6	11	35	24	78
	介護医療院	0	1	4	23	11	39
	合計	17	37	135	199	123	511
令和6年5月	介護老人福祉施設	0	5	76	110	71	262
	介護老人保健施設	16	22	43	28	15	124
	介護療養型医療施設	1	6	11	33	21	72
	介護医療院	0	1	4	24	10	39
	合計	17	34	134	195	117	497
令和6年6月	介護老人福祉施設	0	3	75	111	67	256
	介護老人保健施設	18	18	45	29	16	126
	介護療養型医療施設	0	0	0	1	0	1
	介護医療院	1	4	12	47	23	87
	合計	19	25	132	188	106	470
令和6年7月	介護老人福祉施設	0	3	77	113	66	259
	介護老人保健施設	18	19	44	32	14	127
	介護療養型医療施設	0	0	0	0	0	0
	介護医療院	1	6	13	55	30	105
	合計	19	28	134	200	110	491
令和6年8月	介護老人福祉施設	0	2	77	113	69	261
	介護老人保健施設	18	21	47	31	12	129
	介護療養型医療施設	0	0	0	0	0	0
	介護医療院	1	5	13	57	29	105
	合計	19	28	137	201	110	495
令和6年9月	介護老人福祉施設	0	3	76	116	68	263
	介護老人保健施設	17	20	47	27	11	122
	介護療養型医療施設	0	0	0	0	0	0
	介護医療院	1	6	11	56	28	102
	合計	18	29	134	199	107	487
令和6年10月	介護老人福祉施設	0	4	73	114	67	258
	介護老人保健施設	15	19	43	26	13	116
	介護療養型医療施設	0	0	0	0	0	0
	介護医療院	1	7	12	53	29	102
	合計	16	30	128	193	109	476
令和6年11月	介護老人福祉施設	0	5	77	111	66	259
	介護老人保健施設	15	24	44	30	12	125
	介護療養型医療施設	0	0	0	0	0	0
	介護医療院	1	5	15	51	29	101
	合計	16	34	136	192	107	485

令和6年度介護度別 施設サービス受給者数

人

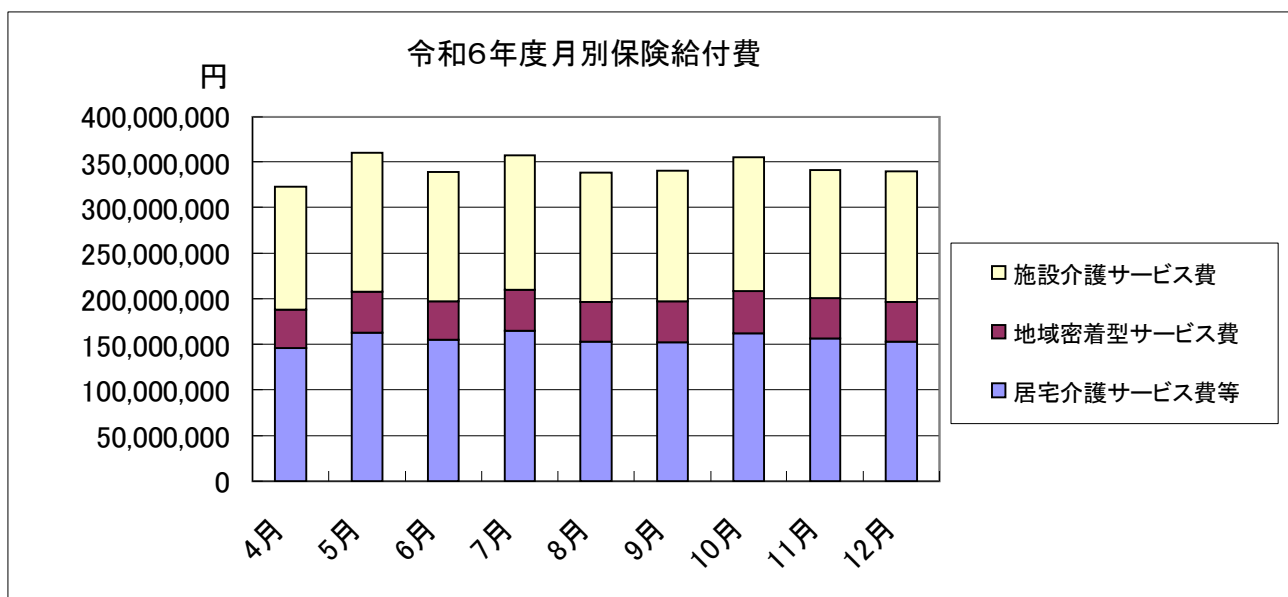


④保険給付費について

区分(審査月)	居宅介護サービス費等	地域密着型サービス費	施設介護サービス費	合 計	対前月伸率
令和6年4月	146,197,973 円	42,208,380 円	134,713,520 円	323,119,873 円	
令和6年5月	163,088,998 円	44,240,813 円	152,785,800 円	360,115,611 円	111.4%
令和6年6月	155,257,870 円	42,447,629 円	141,354,130 円	339,059,629 円	94.2%
令和6年7月	164,700,977 円	45,625,459 円	147,480,398 円	357,806,834 円	105.5%
令和6年8月	152,628,969 円	44,557,406 円	141,369,125 円	338,555,500 円	94.6%
令和6年9月	152,420,005 円	44,873,644 円	142,828,873 円	340,122,522 円	100.5%
令和6年10月	162,101,463 円	46,523,970 円	147,052,424 円	355,677,857 円	104.6%
令和6年11月	156,618,590 円	44,379,530 円	140,742,673 円	341,740,793 円	96.1%
令和6年12月	152,659,429 円	43,993,504 円	143,265,991 円	339,918,924 円	99.5%
合 計(a)	1,405,674,274 円	398,850,335 円	1,291,592,934 円	3,096,117,543 円	
給付費に対する割合	45.4%	12.9%	41.7%	100%	

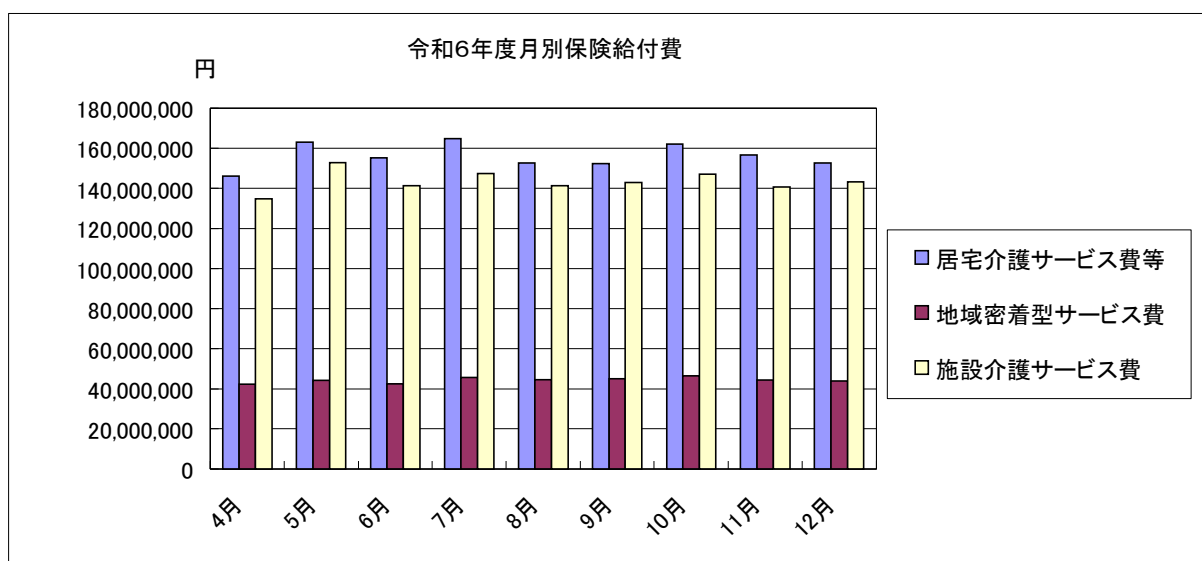
R6年間見込み額(b) ((a)×12/9)	1,874,232,365 円	531,800,447 円	1,722,123,912 円	4,128,156,724 円
---------------------------	-----------------	---------------	-----------------	-----------------

R6計画値(c)	2,034,445,000 円	523,306,000 円	1,648,652,000 円	4,206,403,000 円
計画値に対する割合 ((b)/(c))	92.1%	101.6%	104.5%	98.1%



介護給付費準備基金積立金の状況

第 6 期	平成27年度末	224, 641, 864 円
	平成28年度末	285, 494, 864 円
	平成29年度末	332, 456, 864 円
第 7 期	平成30年度末	353, 099, 864 円
	令和元年度末	386, 197, 864 円
	令和 2 年度末	348, 728, 864 円
第 8 期	令和 3 年度末	278, 293, 864 円
	令和 4 年度末	308, 254, 864 円
	令和 5 年度末	245, 574, 864 円
第 9 期	令和 6 年度末	223, 443, 864 円



② 介護予防事業について

(健康づくりの推進及び介護予防の推進に係る令和6年度事業実施状況について)

令和7年2月現在

1 健康づくりの推進（第9期計画 P39-41）

(1) 健康づくりの推進

① 生活習慣病の発症予防と重症化予防の徹底

区分・事業名	事業内容	決算見込額
特定健康診査等事業 (国民健康保険特別会計)	40歳から74歳までの国民健康保険加入者を対象に特定健診を実施し、また、このうち生活習慣病リスクが高い方を対象に特定保健指導を行った。 ○特定健康診査 集団（総合検診）6、7月（15日間） 医療機関 7月～12月 受診者数 1,232人（暫定）（前年度 1,461人） 受診率 22.4%（暫定）（前年度 28.6%） ○特定保健指導 6月～翌3月 実施者数 54人（暫定）（前年度終了者 22人） 実施率 29.8%（暫定）（前年度 11.1%）	千円 11,723 (うち特定保健指導委託料分 1,172)
特定健康診査受診率向上事業 (国民健康保険特別会計)	特定健診未受診者及び不定期受診者を対象として、対象者を個々の特性等に合わせ分類し、受診勧奨を実施した。 ○受診勧奨者数 3,781人（前年度 3,289人）	千円 4,774
健康診査等事業 (一般会計)	75歳以上の後期高齢者医療制度加入者を対象に後期高齢者健診を実施した。 ○後期高齢者健康診査 集団（総合検診）6、7月（15日間） 医療機関 7月～12月 受診者数 583人（暫定）（前年度 662人） 受診率 8.6%（暫定）（前年度 10.1%）	千円 5,430
健康増進事業 (一般会計)	女性の要介護の原因として上位を占める筋骨格系疾患の予防及び早期発見による健康寿命の延伸を図るため、骨粗しょう症検診を実施した。 ○骨粗鬆症検診 7月上旬（3日間） 受診者数 208人（前年度 218人） 受診率 11.3%（前年度 11.3%）	千円 321

区分・事業名	事業内容	決算見込額
	○からだすっきり教室 9、10月（4日間） 75歳未満の方を対象に、健康づくりに関する講義や運動などを実施し、生活習慣病予防に対する知識の普及や日常生活での実践・継続に向けた啓発を行った。第1回目は糖尿病性腎症重症化予防の視点から専門医の講演を取り入れ、一般参加も募り広く普及啓発を図った。 参加者数 24人（前年度 23人） 実施回数 4回（前年度 4回） ○かもがわ健康ポイント事業 日常的な取組目標の達成や検（健）診の受診などに対してインセンティブを付与することにより、健康増進や各種の検診受診に係る意識啓発を行った。今年度は対象年齢を20歳以上から小学生以上に拡大するとともに、ポイントシートからポイントカードに変更し利用者の利便性を図った。 ・ポイントカード提出者数 前期（6月～9月）253人 後期（10月～1月）333人 延べ件数 586件 実人数 444人（前年度 281人） ・参加者の状況 男性 140人（23.9%）女性 446人（76.1%） 39歳以下 45人（7.7%） 40～60代 179人（30.5%） 70代以上 362人（61.8%）	千円 502

② 食育の推進

区分・事業名	事業内容	決算見込額
栄養改善事業	ロコモティブシンドローム予防、フレイル予防、	千円
(一般会計)	低栄養予防等に関する健康教育や栄養相談の外、	424
(介護保険特別会計)	食育推進員との協働により、働き世代から高齢世代に対し、健康寿命の延伸を目的とした減塩バランス食の普及や運動習慣の定着化のための啓発活動を実施した。	408
	○食育推進員の活動	
	・生活習慣病予防及び介護予防を中心とした食育推進活動	
	総合検診会場での減塩啓発活動（塩分調査）	
	実施者数 255 人	
	働き世代への健康・食育推進活動	
	実施者数 23 人（前年度 66 人）	
	高齢世代への健康・食育推進活動	
	実施者数 361 人（前年度 445 人）	
	○栄養分析・評価事業	
	栄養情報システムを活用した食習慣調査を実施し、食習慣を個別に分析・評価することにより食事からの生活習慣病予防の意識啓発を行った。	
	・実施者数 103 人（前年度 122 人）	

③ 予防接種の促進

区分・事業名	事業内容	決算見込額
予防接種事業 (一般会計)	○高齢者インフルエンザワクチン(定期) 65歳以上の方及び60歳から64歳までの方で一定の障害がある方を対象にワクチン接種を実施した。 接種者数 6,073人(前年度 6,478人) ○高齢者用肺炎球菌ワクチン(定期) 65歳の方及び60歳から64歳までの方で一定の障害がある方を対象にワクチン接種を実施した。 接種者数74人(暫定)(前年度 300人(65歳以上の5歳毎節目年齢対象)) ○新型コロナウイルスワクチン(令和6年度定期接種化) 65歳以上の方及び60歳から64歳までの方で一定の障害がある方を対象にワクチン接種を実施した。 接種者数 1,559人(暫定)	千円 135,590

2 介護予防の推進（介護保険特別会計）（第9期計画 P42-44）

（1）一般介護予防事業の充実

① 介護予防把握事業

区分・事業名	事業内容	決算見込額
介護予防把握事業	生活機能低下の恐れのある高齢者の早期発見・早期支援のため、健康診査や介護予防事業実施の際に、地域の介護予防ボランティアや民生委員、関係部署と連携し、支援を必要とする高齢者の把握と生活機能の総合的な評価を行い適切な支援を実施した。（高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施事業で把握したものを含む。） ○フレイル健診質問票によるヒアリング数 実施人数 596 人（暫定）（前年度 572 人）	千円 21

② 介護予防普及啓発事業

区分・事業名	事業内容	決算見込額
介護予防普及啓発事業	○健康教育、健康相談 介護予防に関する知識の普及と意識の向上のため、高齢者サロンやイベント、地区活動など様々な機会を捉え、健康教育、健康相談を実施した。 健康教育参加者数 1,320 人（暫定）（前年度 617 人） 健康相談実施者数 513 人（暫定）（前年度 237 人） ○訪問指導 閉じこもり、認知症等の介護予防と検診事後指導を目的として、対象者の居宅等を訪問し、必要な相談指導を実施した。（高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施事業を含む。） 訪問者数 延べ 62 人（暫定）（前年度 延べ 18 人）	千円 652

③ 地域介護予防活動支援事業

区分・事業名	事業内容	決算見込額
地域介護予防活動支援事業	地域における健康づくりや生きがいづくりに資する自主活動団体や、介護予防ボランティアの活動支援を実施した。 ○天津小湊介護予防サポーターの会 会員数 27 人（前年度 29 人） 役員会 3 回（前年度 5 回） 全体会 8 回（前年度 8 回） ・地域の高齢者福祉施設の見学等研修会のほか、天津小湊地区サロン参加者と天津小湊小学校 2・3 年生との世代間交流を目的としたイベント「ミニ元気でい鯛まつり」の実施を支援。 ○江見地区なの花サポーター 会員数 25 人（前年度 31 人） 会議、交流会等 計 10 回（前年度計 11 回） 内訳：役員会 4 回、定例会 4 回、研修会 1 回、サロン交流会・江見小との交流会 1 回 ○長狭地区生活支援・介護予防サポーター ・大山地区介護予防の会 会員数 15 人（前年度 23 人） 定例会 10 回（前年度 10 回） ・吉尾地区ささえあいの会 会員数 22 人（前年度 27 人） 研修会 11 回（前年度 13 回） ○長狭地区健康推進協議会 会員数 25 人（前年度 25 人） 役員会 4 回（前年度 3 回） 研修会 3 回（前年度 4 回） ・各地区単位で、老人クラブ、高齢者サロン等における健康セミナーを開催した。 実施回数 2 回（暫定値）（前年度 6 回） 参加人数 29 人（暫定値）（前年度 96 人） ・健康づくり講演会は、鴨川市立国保病院主催「鴨国祭り」への共催という形で実施。当日、検査ブースにてスタッフとして参加した。	千円 —

区分・事業名	事業内容	決算見込額
地域介護予防活動支援事業	○しらかば会（高齢者フォローアップ教室） 会員数 50 人（前年度 65 人） 役員会 5 回（前年度 6 回） 支部会 17 回（前年度 18 回） 内訳：市内 3 支部において各 6 回 全体会 3 回（前年度 1 回）	千円 —

④ 一般介護予防事業評価事業

区分・事業名	事業内容	決算見込額
一般介護予防事業評価事業	介護保険運営協議会や健康づくり推進協議会等において、介護予防事業の実施状況や実施プロセス、人材・組織の活動状況を毎年評価し、より効果的な事業実施について協議、検討を行った。	千円 —

⑤ 地域リハビリテーション活動支援事業

区分・事業名	事業内容	決算見込額
地域リハビリテーション活動支援事業	リハビリ専門職が、サロン等住民主体の通いの場において、介護予防に関する技術的な助言や、サロン参加者の運動機能や認知機能の評価を実施するもの。本年度は理学療法士による運動機能の向上について評価と助言を行った。 高齢者サロン 2 か所、各 1 回（前年度 0 回）	千円 64

⑥ 高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施

区分・事業名	事業内容	決算見込額
高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施	健診・医療・介護の統計情報（国保データベース（KDB）システム）等を活用し、健康状態未把握者について保健師が実態把握を行い、受診勧奨等必要な資源につなげた。 後期高齢者医療制度加入者のうちの健康状態未把握者数 124 人中、実態把握者数 13 人（暫定）	千円 80

3 健康づくりの推進及び介護予防の推進に係る令和7年度主要事業

【重点目標】

- 生活習慣病の発症予防と早期発見のため、検（健）診受診率の向上に努めるとともに、検（健）診結果において生活習慣病リスクが高い方へ保健指導を行い、疾病の重症化の予防を図る。
- 保健事業と介護予防事業の一体的な取組において、国保データベース（KDB）システムのデータを活用し、健康状態が不明となっている後期高齢者の把握を行い、適切な医療・介護へ繋げるなどフレイル予防を図る。
- 地域の介護予防ボランティアや民生委員、関係部署と連携し、心身・生活機能が低下した高齢者を早期に把握するとともに、総合的な評価を行い、早期の支援を実施する。
- 各地区のサロンや老人クラブ等の地域の通いの場において、ロコモティブシンドロームや低栄養、認知症予防、口腔機能の向上等の介護予防に関する知識の普及・啓発を図る。
- 高齢化や後継者不足により活動意欲の低下が懸念される生活支援・介護予防サポーター等の自主活動団体が意欲的に活動に取り組めるよう継続的な支援を行う。
- 医療・介護の専門職や健康づくりに取り組む団体等と連携し、高齢者等が主体的に介護予防・フレイル予防に取り組める環境の構築を図る。

（1）健康づくりの推進 （第9期計画 P39-41）

区分・事業名	事業内容	予算額
生活習慣病の発症予防と重症化予防の徹底	生活習慣病やがん等の早期発見・早期治療を目的に各種検（健）診を実施し、併せて保健師等による保健指導や生活習慣病予防に関する健康教育等を実施する。また、各種検（健）診受診率の向上及び重症化予防に努める。	
（一般会計）	○女性の要介護の原因として上位を占める筋骨格系疾患の予防及び早期発見により健康寿命の延伸に資するため、骨粗しょう症検診を実施する。 ○生活習慣病予防教室（からだすっきり教室）や食育・栄養改善の推進に取り組む団体等と連携し、若年期からの生活習慣病予防を実施する。	千円 355
（国民健康保険特別会計）	○特定健診及び特定保健指導 ・健診結果において、生活習慣病リスクが高い方への保健指導を実施する。	17,778
	○特定健診受診率向上事業 ・特定健診受診率向上を目的に、健診未受診者及び不定期受診者を対象として受診勧奨を実施する。	5,332
（一般会計）	○後期高齢者健診	6,838

区分・事業名	事業内容	予算額
食育の推進 (一般会計)	生活習慣の改善に係る栄養指導のほか、食育・栄養改善の推進に取り組む団体等と連携し、若年期からの食育推進事業を実施する。	千円 369
予防接種の促進 (一般会計)	感染拡大の恐れがある疾病の発生及び蔓延を防止するため、予防接種を実施する。 ・高齢者等インフルエンザワクチン ・高齢者用肺炎球菌ワクチン ・新型コロナウイルスワクチン 高齢期の罹患による合併症や生活の質の低下予防のため、带状疱疹ワクチンの定期接種を開始する。	千円 123,032

(2) 介護予防の推進 (第9期計画 P42-44)

区分・事業名	事業内容	予算額
介護予防把握事業	生活機能の低下による要支援・要介護の恐れのある高齢者を早期把握・早期支援するため、地区活動等において生活機能を総合的に把握・評価し、介護予防活動につなげる。特に外出自粛の影響で心身機能が低下した高齢者の早期把握・早期支援に努める。	千円 18
介護予防普及啓発事業	各地区のサロンや老人クラブ等の地域の通いの場において、ロコモティブシンドロームや低栄養、認知症予防、口腔機能向上等の介護予防に関する知識の普及・啓発を図る。	千円 3,105
地域介護予防活動支援事業	地域で活動するボランティアを養成し、地域活動組織の育成・支援を行う。 ・天津小湊介護予防サポーターの会等の支援 ・江見地区及び長狭地区における生活支援・介護予防サポーター等の支援 ・鴨川地区介護予防サポーター等の支援 ・長狭地区健康推進協議会の支援 ・しらかば会(高齢者フォローアップ教室)の支援	千円 —
地域リハビリテーション活動支援事業	リハビリ専門職がサロン等住民主体の通いの場において、ボランティアに対して介護予防に関する技術的な助言や、サロン参加者の運動機能や認知機能の評価を実施する。	千円 —

区分・事業名	事業内容	予算額
一般介護予防事業評価事業	介護予防事業の参加状況や実施プロセス、人材・組織の活動状況を評価し、より効果的な事業実施について協議、検討を行う。	千円 —
高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施	健診・医療・介護の統計情報（KDB システム）を活用し、課題解決に向けて、主管となる市民生活課や福祉課、安房医師会等、関連する部署や機関と連携を図る。個別支援では、健康状態未把握者の実態把握を行い、必要な支援に繋げる。	千円 1,378

③高齢者福祉サービスについて

1. 高齢者福祉の推進に係る令和6年度主要事業

○社会参加と生きがいの促進

事業名	内 容	決算見込額 (千円)
老人クラブ活動等事業 (計画 P36-37) (1) 交流活動の促進 ①老人クラブ活動の活性化 ④多世代交流の促進	市老人クラブ連合会では、高齢者が生きがいを持って行い、市では円滑な運営ができるよう支援をする。 主な老人クラブ事業 ・単位老人クラブ活動事業 ・高齢者向けスポーツ普及事業 ・食生活改善健康づくり料理教室 ・老人クラブ会員対象の介護予防教室 ・環境美化・社会奉仕普及事業 令和7年2月現在 524 人：14 クラブ	1,000
シルバー人材センター事業 (計画 P38) (2) 就労対策の推進 ①高齢者の就労促進	シルバー人材センターは、高齢者等の雇用の安定等に関する法律によって定められ、臨時的な軽易業務を請負・委任形式で行う公益法人。 市では、同センターの機能強化と自主的運営基盤の確立に向けた支援として、補助金を交付した。 令和7年2月現在 205 人	7,100

○地域ささえあい体制づくり

事業名	内 容	決算見込額 (千円)
地域見守り協定の推進 (計画 P46) (1) 福祉意識の形成 ①見守り活動の活性化	高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らせるように住民だけではなく、様々な事業者とも連携した「見守りネットワーク」の充実を目的に「地域見守りに関する協定」を締結した。 令和7年2月現在 17 件	—

○安全で快適な生活の確保

事業名	内 容	決算見込額 (千円)
避難行動要支援者情報の収集 (計画 P54) (2) 防災・防犯対策の充実 ①防災体制の充実	地域防災計画に基づく避難行動要支援者名簿の作成並びに災害時での活用を目的とし、実践的な防災の推進を図る。	1,153

○高齢者福祉サービスの充実

事業名	内 容	決算見込額 (千円)
緊急通報体制等整備事業 (計画 P62) (1) 在宅福祉サービスの充実 ②緊急通報システム	在宅のひとり暮らし高齢者に対し、緊急通報システムを設置することにより、急病等の緊急事態における日常生活上の不安を解消し、在宅高齢者等の福祉の増進を図ることを目的とする。 令和 6 年度新規設置者 26 人 令和 7 年 2 月現在利用者 130 人 ・地域自立支援事業（緊急通報体制整備事業） 緊急通報体制整備事業は設置した緊急通報システムの円滑な運用（緊急時の対応や日常の安否確認など）ができるよう市外業者に委託実施	1,304 一般会計 4,620 介護特別会計
地域自立支援事業（高齢者孤立防止事業） (計画 P63) ③一人暮らし高齢者等孤立防止事業	一人暮らしの高齢者、高齢者のみの世帯に属する高齢者及びこれに準ずる世帯に属する高齢者を定期的に訪問し、高齢者の孤独感の解消や孤独死の防止を図る。 また、緊急時における適切な対応を確保し、すべての高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らせることを目的とし、鴨川市社会福祉協議会に委託実施 令和 7 年 2 月現在対象者 334 人	2,324 介護特別会計
高齢者保護ショートステイ事業 (計画 P64) (3) 施設福祉サービスの充実 ①高齢者緊急一時保護事業	家族等からの虐待を受けた高齢者又は災害等により在宅での生活が困難となった高齢者を特別養護老人ホーム等において一時的に保護することにより、高齢者の生命及び身体の安全を確保し、高齢者の権利利益の擁護を図ることを目的とする。 令和 6 年度実績なし	—
老人福祉施設措置事業 (計画 P64) (3) 施設福祉サービスの充実 ②養護老人ホーム等への入所	環境上理由及び経済的理由により、自宅生活が困難な高齢者に対し、市が費用を負担して養護老人ホームに入所措置を行う。 令和 7 年 2 月現在措置者 39 人	105,629

2. 高齢者福祉の推進に係る令和 7 年度主要事業

○社会参加と生きがいのづくりの推進

事業名	内 容	予算 (千円)
老人クラブ活動等事業	高齢者が生きがいを持って地域活動を行うための支援を行います。	1,000
シルバー人材センター事業	シルバー人材センターが円滑な運営を行えるように支援します。	7,100

○地域ささえあい体制づくり

事業名	内 容	予算 (千円)
地域見守り協定の推進	高齢者が安心して暮らせるように様々な事業者との間で「地域見守りに関する協定」を締結します。	—

○安全で快適な生活の確保

事業名	内 容	予算（千円）
避難行動要支援者情報の収集	避難行動要支援者名簿を作成するため、対象者に対し申請書の送付を行い、災害への備えを強化します。	1,679

○高齢者福祉サービスの充実

事業名	内 容	予算（千円）
緊急通報体制等整備事業	ペンダント型無線発信機を含む家庭用端末機の利用者宅への設置、機器の賃貸借を行います。 （新規設置対象者 25 人見込み） ・地域自立支援事業（緊急通報体制整備事業） 連絡相談業務等を市外業者へ委託し、事業の実施を行います。 （対象者約 150 人見込み）	1,277 一般会計 4,020 介護特別会計
地域自立支援事業（高齢者孤立防止事業）	一人暮らしの高齢者等の自宅を定期的に訪問し、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らせることを目的として、鴨川市社会福祉協議会に委託実施します。 （対象者約 400 人見込み）	2,435 介護特別会計
高齢者保護ショートステイ事業	家族等からの虐待を受けた高齢者又は災害等により在宅での生活が困難となった高齢者を特別養護老人ホーム等において一時的に保護することにより、高齢者の生命及び身体の安全を確保します。 （1 日 7,000 円で 7 日間見込み）	49
老人福祉施設措置事業	環境上理由及び経済的理由により、自宅生活が困難な高齢者を養護老人ホームへ入所措置します。 （入所者 43 人見込み）	108,147

令和 6 年度
鴨川市福祉総合相談センター
(地域包括支援センター)
事業実績報告

(令和 6 年 4 月 ~ 令和 7 年 1 月分)

目 次

1．地域包括支援センター事業

- (1) 総合相談事業 ...P 1
- (2) 包括的・継続的ケアマネジメント事業 ...P 2
- (3) 権利擁護事業（高齢者虐待防止） ...P 3
- (4) 権利擁護事業（成年後見制度利用支援事業） ...P 3
- (5) 介護予防支援/介護予防・生活支援サービス事業 ...P 4
- (6) 地域包括支援センター・サブセンター事業 ...P 5

2．地域支援事業（任意事業）

- (1) 家族介護支援事業
 - 認知症高齢者家族のつどい ...P 6
 - 認知症高齢者見守りシール交付事業 ...P 6
 - 認知症サポーター等養成事業 ...P 6
 - 介護用品支給事業 ...P 6
- (2) その他の事業
 - 高齢者生活支援型配食サービス事業 ...P 7
 - 介護相談員派遣事業 ...P 7

3．地域支援事業（社会保障充実分）

- (1) 在宅医療・介護連携推進事業 ...P 8
- (2) 生活支援体制整備事業 ...P 8
- (3) 認知症総合支援推進事業
 - 認知症初期集中支援推進事業 ...P 9
 - 認知症地域支援・ケア向上事業 ...P 9
- (4) 地域ケア会議推進事業 ...P 9

4．介護人材確保対策事業 ...P 10

5．福祉総合相談事業 ...P 10

6．生活困窮者自立支援事業 ...P 11

7．令和7年度福祉総合相談センター重点目標 ...P 12

	1.地域包括支援センター事業 （１）総合相談事業											
事業概要	地域包括支援センターを設置し、地域の高齢者からの生活の困りごとの相談を受け付け、関係機関と連携し解決に向けた支援を行う。また、地域の専門職等とネットワークづくりを行い相談がつながりやすい体制づくりを行う。											
実績 (R7.1月末)	○新規相談受付実績 福祉総合相談は P10 参照											
	サービス	独居	認知症	介護保険	施設入所	医療	生活全般	家計経済	虐待	権利擁護	その他	計
鴨川	49	23	68	86	6	17	24	4	8	7	17	309
天津	4	11	14	135	2	8	5	3	6	5	13	206
長狭	9	4	6	35	2	8	3	0	3	1	8	79
計	62	38	88	256	10	33	32	7	17	13	38	594
	○相談支援対応（ケアプラン業務除く）					○相談受付経路						
		鴨川	天津	長狭	計		鴨川	天津	長狭	計		
	総合相談	837	1,187	723	2,747		来所	168	43	40	251	
	包括的継続的ケアマネ	424	133	137	694		電話	158	116	31	305	
	権利擁護	190	14	57	261		訪問	10	51	13	74	
	高齢者虐待	183	40	10	233		その他	18	7	5	30	
	認知症支援	167	28	215	410		計	354	217	89	660	
	地域ケア会議	6	1	8	15							
	地域支援	6	3	259	268							
	その他	142	8	55	205							
	計	1,955	1,414	1,464	4,833							
本年度の取組について	高齢者が抱えた課題解決に関係機関等との連携体制づくりの推進を図る。 また、各センター間での情報共有や連携を図り、適切な保健・医療・介護サービスに繋げるなどの支援を実施した。											

	1.地域包括支援センター事業（2）包括的・継続的ケアマネジメント事業																																																																			
事業概要	介護支援専門員等の資質向上を図るため、個別支援のほかケアマネジャー連絡協議会等を通じ、研修の機会を確保していく。また、事例検討会等を活用しケアマネジメント力の向上及び地域との連携を図っていく。																																																																			
実績 (R7.1 末)	* 介護支援専門員からの相談内訳																																																																			
	<table><tr><td>世帯構成</td><td>鴨川</td><td>長狭</td><td>天津</td></tr><tr><td>独居世帯</td><td>17</td><td>2</td><td>18</td></tr><tr><td>高齢者世帯</td><td>25</td><td>1</td><td>2</td></tr><tr><td>多問題世帯</td><td>5</td><td>0</td><td>0</td></tr><tr><td>その他</td><td>15</td><td>0</td><td>4</td></tr><tr><td>計</td><td>62</td><td>3</td><td>24</td></tr></table>			世帯構成	鴨川	長狭	天津	独居世帯	17	2	18	高齢者世帯	25	1	2	多問題世帯	5	0	0	その他	15	0	4	計	62	3	24	<table><tr><td>相談内容</td><td>鴨川</td><td>長狭</td><td>天津</td></tr><tr><td>生活支援</td><td>15</td><td>1</td><td>3</td></tr><tr><td>苦情</td><td>8</td><td>-</td><td>-</td></tr><tr><td>マネジメント</td><td>9</td><td>1</td><td>15</td></tr><tr><td>権利擁護</td><td>8</td><td>-</td><td>2</td></tr><tr><td>医療連携</td><td>2</td><td>-</td><td>-</td></tr><tr><td>家族支援</td><td>6</td><td>-</td><td>1</td></tr><tr><td>高齢者虐待</td><td>2</td><td>1</td><td>-</td></tr><tr><td>その他</td><td>12</td><td>-</td><td>3</td></tr><tr><td>計</td><td>62</td><td>3</td><td>24</td></tr></table>	相談内容	鴨川	長狭	天津	生活支援	15	1	3	苦情	8	-	-	マネジメント	9	1	15	権利擁護	8	-	2	医療連携	2	-	-	家族支援	6	-	1	高齢者虐待	2	1	-	その他	12	-	3	計	62	3	24
	世帯構成	鴨川	長狭	天津																																																																
	独居世帯	17	2	18																																																																
	高齢者世帯	25	1	2																																																																
	多問題世帯	5	0	0																																																																
	その他	15	0	4																																																																
	計	62	3	24																																																																
	相談内容	鴨川	長狭	天津																																																																
	生活支援	15	1	3																																																																
苦情	8	-	-																																																																	
マネジメント	9	1	15																																																																	
権利擁護	8	-	2																																																																	
医療連携	2	-	-																																																																	
家族支援	6	-	1																																																																	
高齢者虐待	2	1	-																																																																	
その他	12	-	3																																																																	
計	62	3	24																																																																	
* 事例検討会																																																																				
<table><tr><td></td><td>事例検討テーマ</td></tr><tr><td>5/31</td><td>社会資源の活用について</td></tr><tr><td>10/24</td><td>看取り支援について</td></tr><tr><td>11/14</td><td>権利擁護支援について</td></tr><tr><td>1/17</td><td>認知症支援について</td></tr><tr><td>2/19</td><td>薬剤師連携について</td></tr><tr><td>3/12</td><td>分野横断的連携について</td></tr></table>					事例検討テーマ	5/31	社会資源の活用について	10/24	看取り支援について	11/14	権利擁護支援について	1/17	認知症支援について	2/19	薬剤師連携について	3/12	分野横断的連携について																																																			
	事例検討テーマ																																																																			
5/31	社会資源の活用について																																																																			
10/24	看取り支援について																																																																			
11/14	権利擁護支援について																																																																			
1/17	認知症支援について																																																																			
2/19	薬剤師連携について																																																																			
3/12	分野横断的連携について																																																																			
* 鴨川市ケアマネジャー連絡協議会																																																																				
(1) 総会開催（5/16）・臨時総会（3/7）(2) 高齢者虐待防止研修会の開催（9/19）																																																																				
(3) 主任介護支援専門員による社会資源調査（7月～8月）・社会資源リスト作成（12月）																																																																				
(4) 福祉用具研修会の開催（12/13）																																																																				
* 鴨川市介護サービス事業所協議会																																																																				
(1) 総会開催（6/5）																																																																				
(2) 介護人材確保に係る普及啓発：長狭高校福祉コースとの連携会議（7/9）																																																																				
(3) 防災(地震)研修会（8/22）及び全事業所を対象とした災害机上訓練（10/18）																																																																				
(4) 亀田医療大学 高齢者虐待防止講演会(1/21)																																																																				
(5) 詐欺被害等防犯研修会（2/25）																																																																				
(6) 通所サービス部会 介護記録に関する研修会（9/11）																																																																				
(7) 訪問介護サービス部会 訪問介護サービス事業に係る意見交換会（12/11）																																																																				
本年度の取組について	本年度より介護支援専門員等から受けた相談内容を分類化し、ケアマネジメントにおける課題点を把握し研修等を開催していく予定としている。 また、介護支援専門員及び地域の専門職のスキルアップを目指し、事例検討会や各種協議会等の支援を行い質の向上及び連携体制の構築を図っている。その中で、本年度より介護サービス事業所に義務化された災害対策等に重点的に取り組んでいる。																																																																			

	1.地域包括支援センター事業 (3) 権利擁護事業 高齢者虐待防止
事業概要	高齢者等の権利の侵害がされないよう、虐待の防止及び啓発と共に解決に向けた支援を実施していく。市と福祉総合相談センターによる対応のほか、介護サービス事業所等の関係者が連携し虐待防止の解決に取り組んでいく。
実績 (R7.1 末)	【高齢者虐待対応件数】 * 在宅 相談件数 23 件 虐待あり 3 件 虐待なし 13 件 事実確認中 7 件 * 施設 相談件数 0 件 【介護支援専門等への研修】 鴨川市ケアマネジャー連絡協議会研修会 (9/19) 【看護学生への研修】 亀田医療大学看護学生向けの虐待防止研修会 (1/21) 【専門職等への研修】 虐待防止連携協議会での研修会 (2/28) 市内医療機関の研修会 (2、3 月に実施)
本年度の取組について	介護サービス事業所等に高齢者虐待防止研修等の実施が義務化され、介護支援専門員及びサービス事業所等に対し研修会等を実施し対応の再確認を図る。
	1. 地域包括支援センター事業 (4) 権利擁護事業 成年後見制度利用支援事業
事業概要	成年後見制度の利用を促進するため申立費用の助成や後見人等への報酬助成を行う。支援が必要な高齢者の権利を擁護し、安心して生活できる地域の充実を図る。
実績 (R7.1 末)	* 市長申し立て件数 10 件 (後見 8 件、保佐 2 件、補助 0 件) * 報酬助成 5 件 * 審判請求費用助成 0 件 * 権利擁護推進センター相談件数 43 件 (相談対応のべ件数 (鴨川市分)) 成年後見制度利用者 後見 48 人 保佐 15 人 補助 2 人 合計 65 人 (R6.8.1 千葉家庭裁判所本庁発表資料)
本年度の取組について	認知症高齢者に携わる介護支援専門員を始めとした専門職が、成年後見制度に関する理解を深め、中核機関との連携が必要となっている。事例検討会等を通じ成年後見制度等の周知を図っていく。

	1.地域包括支援センター事業（５）介護予防支援/介護予防・生活支援サービス事業																																																	
事業概要	要支援認定者等に対し、介護予防を目的とした訪問型、通所型サービス及び予防給付サービスにつなげ自立支援に向けて取り組む。																																																	
実績 （R7.1 末）	介護予防支援利用者数単位：人 <table><tr><th rowspan="2"></th><th colspan="3">介護予防支援</th><th colspan="3">ケアマネジメント</th></tr><tr><th>直営</th><th>委託</th><th>計</th><th>直営</th><th>委託</th><th>計</th></tr><tr><td>総合相談センター</td><td>377</td><td>818</td><td>1,195</td><td>73</td><td>289</td><td>362</td></tr><tr><td>総合相談センター・天津小湊</td><td>485</td><td>389</td><td>874</td><td>175</td><td>155</td><td>330</td></tr><tr><td>総合相談センター・長狭</td><td>114</td><td>282</td><td>396</td><td>97</td><td>76</td><td>173</td></tr></table> 介護予防・生活支援サービス利用者数単位：人 <table><tr><th>サービス種別</th><th>利用者数</th><th>月平均</th></tr><tr><td>訪問型サービス</td><td>975</td><td>98</td></tr><tr><td>通所型サービス</td><td>669</td><td>67</td></tr><tr><td>介護予防ケアマネジメント</td><td>829</td><td>83</td></tr></table> 【サービス提供状況調査結果報告】 * 訪問型サービス（R6.7 提供分） <table><tr><td>対象者 98 名</td><td>頻度</td><td>週 1 回 58 名 週 2 回 23 名 週 3 回 8 名 その他 4 名</td></tr></table> 支援内容 ○軽度要支援者の訪問型サービスの利用回数は週 1 回利用が 6 割、利用目的は生活支援が 9 割である。 生活支援の内容（掃除、買い物で 8 割程度） その他は洗濯、調理、薬取り。身体介護では入浴支援及び見守り ○家族状況は独居世帯が 9 割を占めている。		介護予防支援			ケアマネジメント			直営	委託	計	直営	委託	計	総合相談センター	377	818	1,195	73	289	362	総合相談センター・天津小湊	485	389	874	175	155	330	総合相談センター・長狭	114	282	396	97	76	173	サービス種別	利用者数	月平均	訪問型サービス	975	98	通所型サービス	669	67	介護予防ケアマネジメント	829	83	対象者 98 名	頻度	週 1 回 58 名 週 2 回 23 名 週 3 回 8 名 その他 4 名
	介護予防支援			ケアマネジメント																																														
	直営	委託	計	直営	委託	計																																												
総合相談センター	377	818	1,195	73	289	362																																												
総合相談センター・天津小湊	485	389	874	175	155	330																																												
総合相談センター・長狭	114	282	396	97	76	173																																												
サービス種別	利用者数	月平均																																																
訪問型サービス	975	98																																																
通所型サービス	669	67																																																
介護予防ケアマネジメント	829	83																																																
対象者 98 名	頻度	週 1 回 58 名 週 2 回 23 名 週 3 回 8 名 その他 4 名																																																
本年度の取組について	介護予防に向けたサービス提供に向け、ケアプラン作成について、継続的な個別指導等を実施する。また、軽度支援者を対象した、サービス創設に向けて準備を行う。																																																	

	1.地域包括支援センター事業（6）地域包括支援センター・サブセンター事業				
事業概要	高齢者の身近な総合相談窓口として地域包括支援センターを設置し、地域で生活が送れるよう相談支援を行う。また、各地域包括支援センターを機能強化し地域包括ケアシステムの推進を図る。				
実 績 （R7.1 末）	* 地域包括支援センター業務 （対応回数）				単位：件
	名 称 事 業	天津小湊	長狭	合計	
	総合相談	1,187	723	1,910	
	権利擁護事業	14	57	71	
	包括的・継続的ケア マネジメント	133	137	270	
	新規相談受付件数については、1.福祉総合相談（1）65歳以上（高齢者）を参照				
	* 営業時間外対応件数				
	高齢	障害	児童	その他	計
	35	0	0	6	41
	●福祉総合相談センター・天津小湊【認知症機能強化型地域包括】 ・介護教室（年5回：6/30、8/18、10/27、12/8、2/13） ・チームオレンジ検討会議（5/21） ・認知症サポーター養成講座周知活動（9～11月） ・認知症支援に関するアンケート調査（1月実施） ●福祉総合相談センター・長狭【在宅医療・介護連携機能強化型地域包括】 ・在宅医療・介護他職種連携研修会（7/10） ・在宅医療・介護連携推進会議（10/21） ・薬剤師、リハビリ職等、職種別意見交換会 ・高齢者施設における看取りの仕組みづくり（アンケート・インタビュー） ・ACP 研修会（年3回：10/9 民生委員、2/13 介護教室、3/13 訪問・通所部会予定） ・鴨川市医療介護機関ガイドブック更新 ・鴨川市社会資源リスト作成（12月）				
本年度の取組について	各地域包括支援センターの特徴を生かして、在宅医療介護連携、認知症の対応等について課題抽出を行う。また、事例検討会等を行い介護支援専門員のマネジメントの質の向上に努める。				

	2．地域支援事業（任意事業）(1) 家族介護支援事業																																																						
事業概要	認知症高齢者等を介護する家族を対象に交流会や勉強会を開催し、介護負担の軽減や長期間に及ぶ在宅介護が継続出来るよう支援を行う。																																																						
事業名	認知症高齢者家族のつどい事業																																																						
実 績 (R7.1 末)	認知症家族のつどいの開催 福祉総合相談センター・長狭 (9/10) 4 名 東条メンタルホスピタル (11/22) 33 名 福祉総合相談センター・天津小湊 (3/21) (予定) 認知症カフェの支援 ・ こんにちはカフェ (天津小湊地区) 打合せや園芸作業支援																																																						
本年度の取組について	福祉総合相談センター・天津小湊が認知症施策の推進に取り組んでおり、家族のつどい等を開催家族や本人からの意見を聞き、課題や支援内容等について検討を行う。																																																						
事業名	認知症高齢者等見守りシール交付事業																																																						
実 績 (R7.1 末)	令和 5 年度申請者 新規 2 名 令和 6 年度申請者 新規 1 名 【現在登録者数 13 名】																																																						
本年度の取組について	地域住民や高齢者等が集まる場でチラシを配布し周知を図る。シールを貼っている方を発見した際の対応や、見守りについて説明の機会を設けていく。																																																						
事業名	認知症サポーター等養成事業																																																						
実 績 (R7.1 末)	<table><tr><td></td><td>開催日</td><td>対象者</td><td>人数</td><td>実施主体</td></tr><tr><td>1</td><td>5/17</td><td>社会福祉法人太陽会</td><td>15</td><td>天津</td></tr><tr><td>2</td><td>7/10</td><td>生涯大学校</td><td>76</td><td>鴨川</td></tr><tr><td>3</td><td>9/13</td><td>亀田総合病院看護師</td><td>19</td><td>亀田病院</td></tr><tr><td>4</td><td>11/6</td><td>鴨川郵便局</td><td>31</td><td>天津</td></tr><tr><td>5</td><td>11/20</td><td>亀田医療大学大学生</td><td>68</td><td>鴨川</td></tr><tr><td>6</td><td>11/26</td><td>緑風荘職員及び入所者</td><td>62</td><td>天津</td></tr><tr><td>7</td><td>11/29</td><td>長狭学園 7 年生</td><td>30</td><td>長狭</td></tr><tr><td>8</td><td>12/4</td><td>亀田総合病院看護師</td><td>16</td><td>亀田病院</td></tr><tr><td>9</td><td>1/30</td><td>鴨川消防署</td><td>9</td><td>長狭・天津</td></tr></table>						開催日	対象者	人数	実施主体	1	5/17	社会福祉法人太陽会	15	天津	2	7/10	生涯大学校	76	鴨川	3	9/13	亀田総合病院看護師	19	亀田病院	4	11/6	鴨川郵便局	31	天津	5	11/20	亀田医療大学大学生	68	鴨川	6	11/26	緑風荘職員及び入所者	62	天津	7	11/29	長狭学園 7 年生	30	長狭	8	12/4	亀田総合病院看護師	16	亀田病院	9	1/30	鴨川消防署	9	長狭・天津
	開催日	対象者	人数	実施主体																																																			
1	5/17	社会福祉法人太陽会	15	天津																																																			
2	7/10	生涯大学校	76	鴨川																																																			
3	9/13	亀田総合病院看護師	19	亀田病院																																																			
4	11/6	鴨川郵便局	31	天津																																																			
5	11/20	亀田医療大学大学生	68	鴨川																																																			
6	11/26	緑風荘職員及び入所者	62	天津																																																			
7	11/29	長狭学園 7 年生	30	長狭																																																			
8	12/4	亀田総合病院看護師	16	亀田病院																																																			
9	1/30	鴨川消防署	9	長狭・天津																																																			
本年度の取組について	養成講座 計 9 回開催 《認知症サポーター養成数 326 名》 福祉総合相談センター・天津小湊を中心に、事業所等に対し講座開催の呼びかけを行った。サポーターを養成するとともに、オレンジサポーターの育成等について検討していく。																																																						
事業名	介護用品支給事業																																																						
実 績 (R7.1 末)	・ 6 月支給人数 26 名 ・ 9 月支給人数 24 名 ・ 12 月支給人数 24 名																																																						
本年度の取組について	在宅介護者や介護支援専門員等に対して周知を図るとともに、支給対象者の家族が継続して介護ができるよう、必要な相談支援を行っていく。																																																						

	2．地域支援事業（任意事業）(2) その他の事業					
事業名	高齢者生活支援型配食サービス事業					
事業概要	高齢者等に対し、在宅での「食の自立支援」に向けた食事の提供及び安否確認を目的としたサービスを実施する。					
実 績 (R7.1 末)	【地区別利用実績】(R6.4～R7.1 実利用者数)					
	地区	長狭地区	鴨川地区	江見地区	天津小湊地区	計
	利用者数(人)	59	199	53	76	387
本年度の取組について	【内容別利用実績】					
	内 容	常 食	常食汁なし	副 食	計	
	配食数(食)	2,997	172	2,071	5,240	
社会福祉協議会のコーディネーターが、ケアマネジャーと等と連携し食の自立支援に向けて、ケアプラン等を確認しながら配食サービスの提供を目指す。また、配食サービスに携わる関係機関と連携しサービスの充実を図る。						
事業名	介護相談員派遣事業					
事業概要	介護相談員が介護保険施設を訪問し、介護サービスに関する相談を受け現状把握を行うことで、介護サービスの適正化や質の向上に繋げる。					
本年度目標	介護相談員の活動が再開できるよう新たな活動方法を模索し施設と検討する。また介護等に関する知識を習得するため研修会等を開催し、施設との情報共有に努める。					
実 績 (R7.1 末)	【活動実績】					
	・ 介護相談員の連絡調整会議					
	・ 利用者に向けたポスター等の作成、配布(5/12月)					
	・ 派遣先施設関係者との意見交換会(7月・8月)					
本年度の取組について	施設名		面接人数			
	特別養護老人ホーム めぐみの里		21			
	介護老人保健施設 たいよう		70			
	特別養護老人ホーム 南小町		18			
	特別養護老人ホーム 千の風・清澄		98			
面会制限緩和等により対面による面談を主に実施している。対面やオンラインと柔軟に対応できるよう調整し、施設利用者からの相談に応じ施設のケア向上に向けて取組む。						

	3.地域支援事業（社会保障充実分）（１）在宅医療・介護連携推進事業																
事業概要	在宅医療・介護の専門職の関係づくりや地域との連携を図り、医療や介護サービスが利用しやすい環境づくりを行う。																
実績 (R7.1 末)	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th><th>実施内容</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ア.医療・介護資源の把握</td><td> ・鴨川市医療介護機関ガイドブック更新 ・鴨川市社会資源リスト作成 ・市内調剤薬局・訪問リハビリ情報リスト作成 </td></tr> <tr> <td>イ.課題の抽出</td><td> ・在宅医療・介護連携推進会議（10/21） ・薬剤師、リハビリ職等職種別意見交換会 </td></tr> <tr> <td>ウ.在宅医療と介護支援の提供体制</td><td> ・医療職と介護職との連携づくり ・高齢者施設における看取りの仕組みづくり </td></tr> <tr> <td>エ.情報共有の支援</td><td> ・安房介護ネットワークによる情報共有 ・安房の地域包括支援センターとの情報交換会(8/19) </td></tr> <tr> <td>オ.相談支援</td><td> ・介護職等への相談支援 </td></tr> <tr> <td>カ.医療介護関係者の研修</td><td> ・在宅医療・介護他職種連携研修会（7/10） ・薬剤師意見交換会（8/5） ・ACP 研修会（3/13 訪問・通所部会） </td></tr> <tr> <td>キ.地域住民への啓発活動</td><td> ・ACP 研修会（10/9 民生委員・2/13 介護教室） </td></tr> </tbody> </table>		実施内容	ア.医療・介護資源の把握	・鴨川市医療介護機関ガイドブック更新 ・鴨川市社会資源リスト作成 ・市内調剤薬局・訪問リハビリ情報リスト作成	イ.課題の抽出	・在宅医療・介護連携推進会議（10/21） ・薬剤師、リハビリ職等職種別意見交換会	ウ.在宅医療と介護支援の提供体制	・医療職と介護職との連携づくり ・高齢者施設における看取りの仕組みづくり	エ.情報共有の支援	・安房介護ネットワークによる情報共有 ・安房の地域包括支援センターとの情報交換会(8/19)	オ.相談支援	・介護職等への相談支援	カ.医療介護関係者の研修	・在宅医療・介護他職種連携研修会（7/10） ・薬剤師意見交換会（8/5） ・ACP 研修会（3/13 訪問・通所部会）	キ.地域住民への啓発活動	・ACP 研修会（10/9 民生委員・2/13 介護教室）
	実施内容																
ア.医療・介護資源の把握	・鴨川市医療介護機関ガイドブック更新 ・鴨川市社会資源リスト作成 ・市内調剤薬局・訪問リハビリ情報リスト作成																
イ.課題の抽出	・在宅医療・介護連携推進会議（10/21） ・薬剤師、リハビリ職等職種別意見交換会																
ウ.在宅医療と介護支援の提供体制	・医療職と介護職との連携づくり ・高齢者施設における看取りの仕組みづくり																
エ.情報共有の支援	・安房介護ネットワークによる情報共有 ・安房の地域包括支援センターとの情報交換会(8/19)																
オ.相談支援	・介護職等への相談支援																
カ.医療介護関係者の研修	・在宅医療・介護他職種連携研修会（7/10） ・薬剤師意見交換会（8/5） ・ACP 研修会（3/13 訪問・通所部会）																
キ.地域住民への啓発活動	・ACP 研修会（10/9 民生委員・2/13 介護教室）																
本年度の取組について	医療と介護の専門職が連携を図るため研修会及び意見交換会等を通して、連携を行う上での課題等を把握し連携に向けた取組を行う。																
	3.地域支援事業（社会保障充実分）（２）生活支援体制整備事業																
事業概要	地域住民をはじめ、民生委員・児童委員、地区社会福祉協議会、ボランティア、民間事業者の団体等、医療介護の専門職等とのネットワークづくりに努める。																
実績 (R7.1 末)	地域包括支援センターとの連携体制の構築（年２回） 生活支援コーディネーターとの事例共有 事例の共有及びアドバイス 18 件 介護予防・生活支援サービス提供状況調査の実施 介護予防・生活支援サービスの充実に向けて調査及び、先進地への視察実施 地域で不足する生活支援の支援方法について検討 インフォーマル資源調査の実施 介護支援専門員との連携し資源調査を実施																
本年度の取組について	第１層のコーディネーター（市）第２層のコーディネーター（社協）が連携し個別のケースから地域課題を把握し必要な支援を検討。地域で不足する生活支援の担い手の確保について取組んでいく。																

	３．地域支援事業（社会保障充実分）（３）認知症総合支援事業
事業概要	認知症の人が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、必要な医療、介護及び生活支援を行い、認知症の人に対して効果的な支援体制の構築を図る。
事業名	認知症初期集中支援推進事業
実績 (R7.1 末)	認知症初期集中支援チーム支援件数 15 件 認知症が疑われるが、医療や介護保険サービス等につながらない対象者について、ケース検討を行いながら支援を行った。 内訳 ケース検討対象者 15 件（前年度から継続 4 件） * 認知症初期支援訪問 高齢者 1 世帯
本年度の取組について	認知症疾患医療センターとの連携により、必要に応じて受診や緊急入院等の支援についての協力体制が図れている。チーム員会議の充実を図り、早期の支援につなげられるよう取組んでいく。
事業名	認知症地域支援・ケア向上事業
実績 (R7.1 末)	認知症に関する新規相談 88 件 （相談センター 68 件、相談センター天津小湊 16 件、相談センター長狭 4 件） * 認知症に対する受診、サービス等に関する相談が大半を占めている。 認知症スクリーニングシステム アクセス数 2,394 件 （わたしも認知症（本人用）1,059 件 これって認知症（家族用）1,335 件
本年度の取組について	認知症に関する相談を充実するとともに、認知症の普及啓発を目的とした、スクリーニングシステムを活用する。9 月には認知症サポーター養成講座の依頼と併せて世界アルツハイマーデーの周知を行った。
	３．地域支援事業（社会保障充実分）（４）地域ケア会議推進事業
事業概要	個別支援の充実と地域課題を把握するため、関係機関及び専門職等により個別課題の解決及び関係づくりを目的として地域ケア会議を開催する。また、個別ケースの課題分析等を行うことにより、地域に共通した課題の明確化を図る。
実績 (R7.1 末)	○ 地域ケア会議（個別） 14 事例開催（鴨川 3 事例・長狭 10 事例・天津 1 事例）
本年度の取組について	個別会議を開催する事例は、認知症、8050 世帯、権利擁護など課題重複している傾向がある。個別支援会議を積み重ね地域課題の把握に努めていく。

事業名	4．介護人材確保対策事業																																																																																																											
事業概要	市内の介護人材確保に向け、従事者への資格取得費用助成、介護福祉士取得のため就学資金の貸付、留学生受入れのため補助を行い介護人材の育成・確保を行う。																																																																																																											
実績 (R7.1 末)	○介護職員初任者研修・介護福祉士実務者研修補助金実績 介護職員初任者研修：4 人/2 法人 介護福祉士実務者研修：3 人/3 法人 ○鴨川市留学生受入施設支援補助金 介護施設に就労することを目指す留学生を受け入れ、市内の介護施設を運営する法人に対し、マッチング費用等を補助する。 * 介護職員定着に向けた研修は P2 参照																																																																																																											
本年度の取組について	介護人材の定着及びスキルアップを目指し、研修会の開催及び研修受講費の補助を行う。また、修学資金の貸付け及び留学生を受け入れる施設に対する補助を行う。																																																																																																											
事業名	5．福祉総合相談事業																																																																																																											
事業概要	子ども・障害者・高齢者の枠組みにとらわれず、福祉の相談に応じ、課題解決に向けて関係機関との協働による相談支援を実施する。																																																																																																											
実績 (R7.1 末)	<table><tr><th></th><th></th><th>サービス</th><th>家計経済</th><th>医療</th><th>就労</th><th>虐待</th><th>D V</th><th>その他</th><th>計</th><th></th></tr><tr><td rowspan="3">鴨川</td><td>子ども</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>1</td><td>1</td><td rowspan="3">45</td></tr><tr><td>障害</td><td>1</td><td>1</td><td>2</td><td></td><td>1</td><td></td><td>4</td><td>9</td></tr><tr><td>その他</td><td></td><td>9</td><td>3</td><td>4</td><td></td><td>9</td><td>10</td><td>35</td></tr><tr><td rowspan="3">天津</td><td>子ども</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>0</td><td rowspan="3">12</td></tr><tr><td>障害</td><td>1</td><td>2</td><td>1</td><td></td><td></td><td></td><td>1</td><td>5</td></tr><tr><td>その他</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>1</td><td>6</td><td>7</td></tr><tr><td rowspan="3">長狭</td><td>子ども</td><td>3</td><td></td><td></td><td></td><td>1</td><td></td><td>2</td><td>6</td><td rowspan="3">10</td></tr><tr><td>障害</td><td></td><td>2</td><td></td><td>1</td><td></td><td></td><td></td><td>3</td></tr><tr><td>その他</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>1</td><td>1</td></tr></table>												サービス	家計経済	医療	就労	虐待	D V	その他	計		鴨川	子ども							1	1	45	障害	1	1	2		1		4	9	その他		9	3	4		9	10	35	天津	子ども								0	12	障害	1	2	1				1	5	その他						1	6	7	長狭	子ども	3				1		2	6	10	障害		2		1				3	その他							1	1
		サービス	家計経済	医療	就労	虐待	D V	その他	計																																																																																																			
鴨川	子ども							1	1	45																																																																																																		
	障害	1	1	2		1		4	9																																																																																																			
	その他		9	3	4		9	10	35																																																																																																			
天津	子ども								0	12																																																																																																		
	障害	1	2	1				1	5																																																																																																			
	その他						1	6	7																																																																																																			
長狭	子ども	3				1		2	6	10																																																																																																		
	障害		2		1				3																																																																																																			
	その他							1	1																																																																																																			
本年度の取組について	福祉総合相談センターを設置し、対象者を問わず生活の困りごとに応じた相談支援を実施する。相談支援を実施するにあたり、各種相談機関と連携により対応を行うとともに地域ケア会議等を活用する。																																																																																																											

事業名	6．生活困窮者自立支援事業
事業概要	生活保護受給者や生活困窮に至るリスクの高い層の増加を踏まえ、生活保護に至る前の自立支援策の強化を図る。
実績 (R7.1 末)	・自立相談支援事業 相談件数 15 人（新規 10 人及び継続 5 人） 内プラン作成数 7 人 ・住居確保給付金 申請件数 7 件 支給決定件数 7 件（うち 2 件延長、1 件再延長） ・生活保護受給者等就労自立促進事業 就労相談 1 人 ・生活困窮者支援会議 4 回（4 月・6 月・10 月・12 月開催） 8 月に開催予定であったが、台風接近のため中止
本年度の取組について	生活困窮状態に陥っている方々への相談支援を実施し、本人の自立に向けて取り組んでいく。相談支援を実施するにあたり、社会福祉協議会やハローワーク、NPO 法人等の関係機関と連携を図りながら個別支援を継続する。

7. 令和7年度福祉総合相談センター重点目標

【総合相談事業】

1. 各専門職がチームアプローチの視点を持ち、個別支援の充実を図る。
2. 各センターが協働し、社会資源の把握、地域とのネットワークづくりに取り組む

【権利擁護事業】

1. 高齢者虐待への個別支援を充実させるため、関係機関と協働し解決に向けて取り組む。
2. 成年後見制度の利用促進のため、事例検討会及び地域ケア会議等を活用する。

【包括的・継続的ケアマネジメント支援事業】

1. 地域の社会資源等を把握し、インフォーマルサポートの利用促進を図る。
2. 事例検討会及び地域ケア会議等を活用し、介護支援専門員の質の向上を目指していく。

【地域ケア会議推進事業】

1. 個別支援の充実及び地域課題の把握を目的として地域ケア会議を活用する。

【在宅医療・介護連携推進事業】

1. 福祉総合相談センター・長狭が中心となり市内の資源の把握、各専門職との連携体制を構築する。

【認知症高齢者支援事業】

1. 福祉総合相談センター・天津小湊が中心となり、認知症疾患医療センターや地域の関係機関と連携し認知症高齢者が地域で生活しやすい環境づくりを行う。
2. 世界アルツハイマーデー月間にて認知症の周知を行うとともに、各事業が充実するよう施策の見直しを行う。

【生活支援体制整備事業】

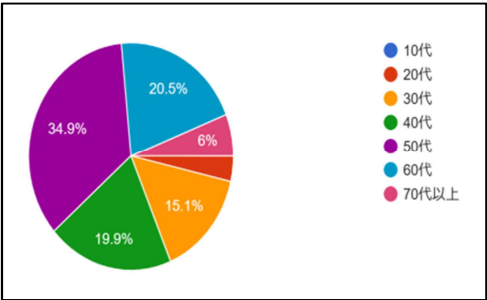
1. 介護予防・日常生活総合支援事業における訪問がサービス提供を目的として、仕組みづくりや担い手の養成等について検討していく。

在宅で生活を送る認知症支援の課題を把握するアンケート報告

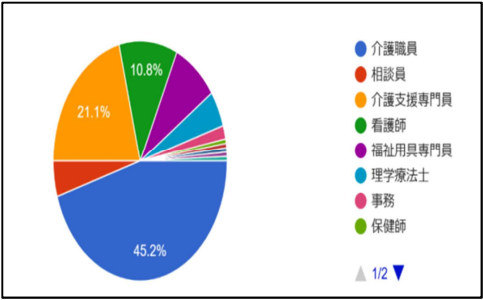
鴨川市福祉総合相談センター・天津小湊

- 1.実施日 令和7年1月8日から1月30日
- 2.対象者 鴨川市内在宅サービス事業所
○訪問系サービス従事者（居宅支援事業所/訪問介護/訪問リハビリ/訪問看護/福祉用具）
○通所系サービス従事者（通所介護/通所リハビリ*地域密着サービス含む） 計約300人に対し実施
- 3.実施方法 Web 回答
- 4.回答数 166件 回答率50%程度

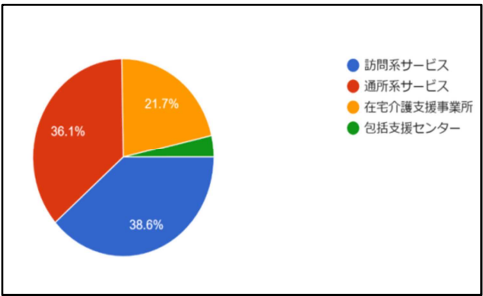
5.回答者の内訳



20代	6人	50代	34.9%	58人
30代	25人	60代	20.5%	34人
40代	33人	70代以上	6.0%	10人



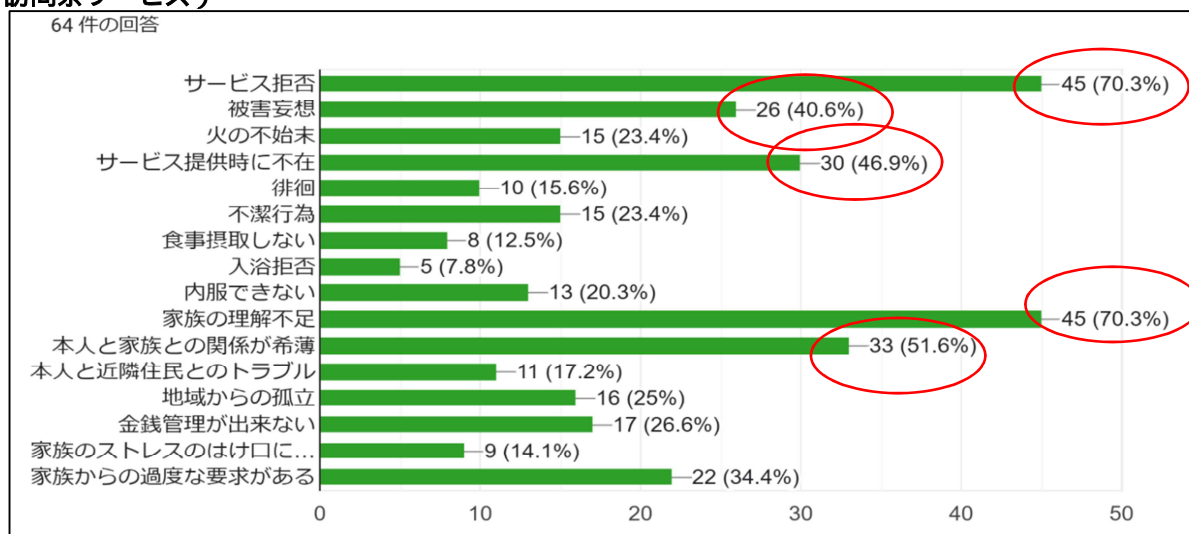
介護職員	75人	事務	3人
相談員	8人	保健師	1人
介護支援専門員	35人	管理職	1人
看護師	18人	リハビリ	1人
福祉用具専門員	14人	ヘルパー	1人
理学療法士	8人	包括職員	1人



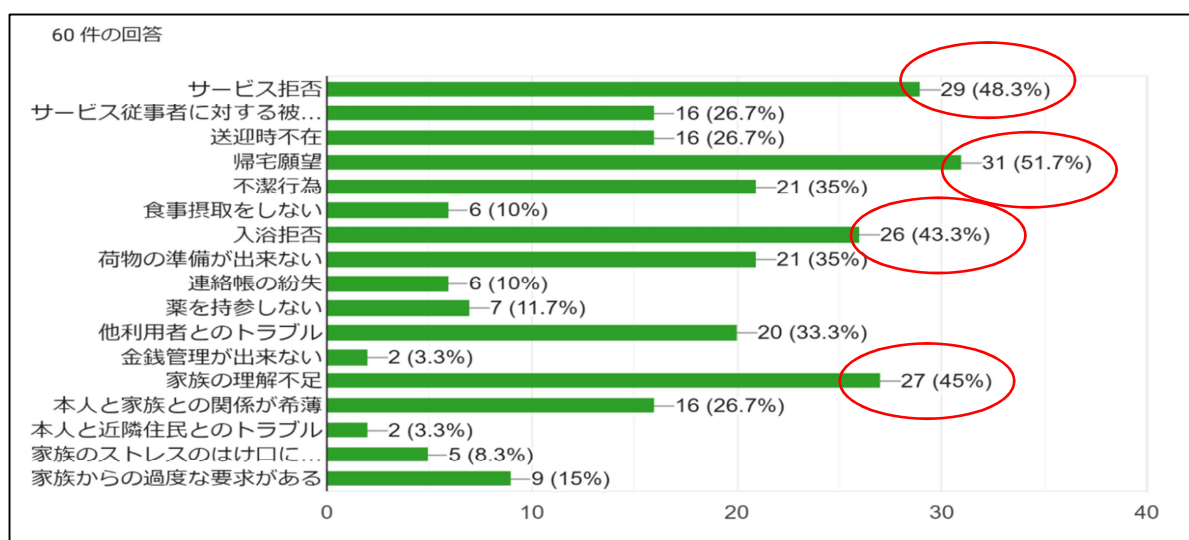
訪問系サービス	64人
通所系サービス	60人
居宅介護支援事業所	36人
包括支援センター	6人

6. 認知症高齢者を支援するなかで対応に苦慮することは？

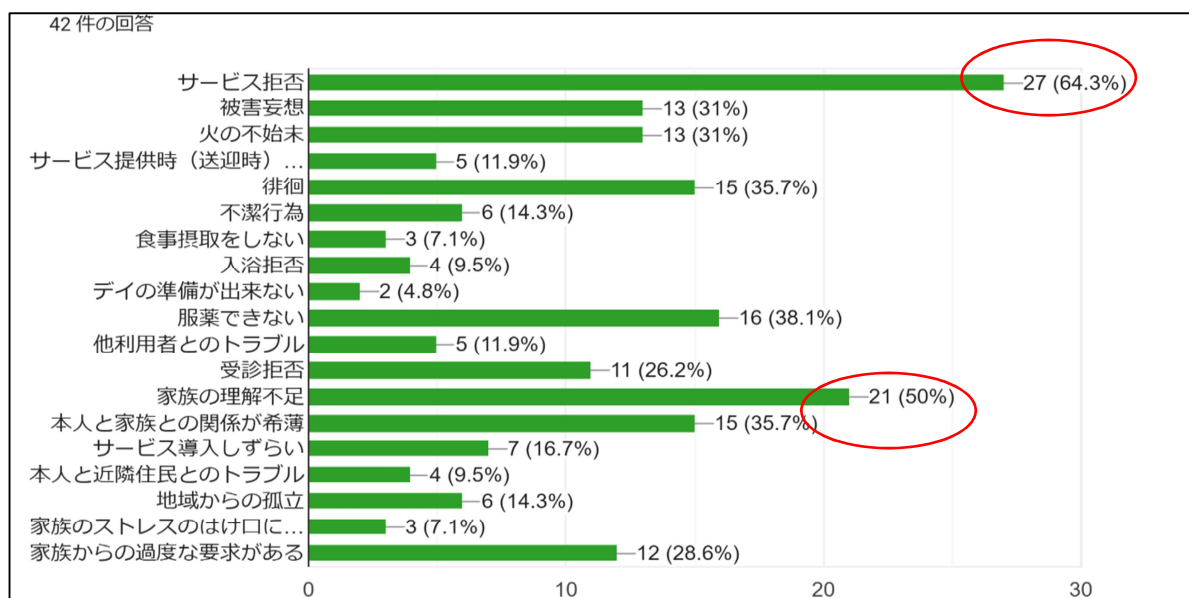
(訪問系サービス)



(通所系サービス)



(ケアマネジャー)



7. 認知症支援においてどのようなことに重点をおくべきだと考えますか？（一部抜粋）

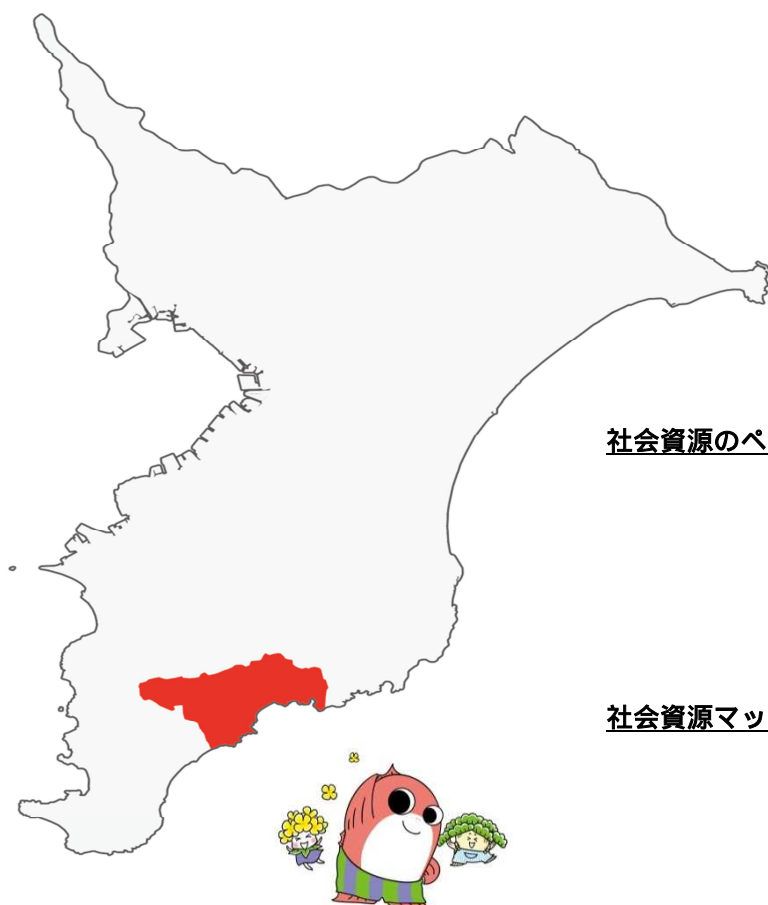
早期発見/ 治療	・ 早期発見、早期受診 ・ 予防、診断、治療、家族支援。
本人への接 し方	・ 本人の気持ちを尊重し希望に添う/ご本人様が望む生活支援。 ・ ご利用者様の意見を尊重した支援/本人の気持ちになる/本人の目を見て話すこと ・ 自己の尊重、共感/相手を尊重し関わる。 ・ 本人視点で考える/利用者さんの気持ち/本人の意向を確認すること。 ・ パーソンセンタードケアに基づいた対応に重点を置くべきと考える。 ・ 相手の話を聞く/言葉使いに気を付けて話をする。 ・ 否定しないで話を聞く/否定をせず共感する。 ・ ゆっくり本人のペースに合わせる/症状や特徴を理解し見守る。 ・ 本人の不安の軽減
生活環境	・ 認知症だけでなく住み慣れた地域での生活の継続 ・ 本人のこれまでの生活を大切にし、安全に暮らせるよう配慮 ・ 孤立しないように周りの人が見守る/一人にさせない ・ 丁寧な細やかな対応/見守り体制
家族の理 解・協力	・ ご家族と関係者で同じ方向性で支援していく事が必用。 ・ 家族の認知症への理解/近所の協力 ・ ご近所の協力やキーパーソンがしっかりしていること。 ・ 家族が認知症の理解を深める様な取り組み。
家族の負担 軽減	・ 家族の精神面、健康面、金銭面などの不安を取り除く/家族含めた身近な人へのサポート ・ 家族がイライラすると本人が不穏になり問題行動を一層起こす。 ・ 家族が病気の認識を持ち専門職と協力し共倒れにならないようにする。 ・ 認知症の人と家族へのサポート体制。
地域住民の 理解・協力	・ 地域の皆さんで支え合う見守りが必要だと思います ・ 近所や地域住民の認知症への理解 ・ 障害ではなく個性として地域で見守る風土と仕組みを作る。 ・ 地域住民の理解がまだまだ進んでいない。支え合いの仕組みが必要と思っている。
認知症に対 する理解	・ 認知症に対する知識と対処の仕方 ・ 本人や家族が認知症を理解できる勉強会や話し合える場所の提供 ・ 認知症高齢者をサポートする世代に対しての知識向上
連携・情報 共有	・ サービス提供事業者、ケアマネ、家族との情報共有 ・ 家族や職員の認知症を理解したケアを行い相互の協力が必要と考えます。 ・ 医療介護行政の連携/症状に応じた対応ができる体制 ・ 症状の把握と統一したケア/事業所間で統一した対応。 ・ 認知症と診断された時点で連携が取れるように受診は必要かと考えます。
支援方法	・ サービス拒否された時の対応の仕方/できないことよりできることに目を向ける。 ・ 認知症状進行に対し支援内容の見直し ・ 安心して生活してもらう為にどうしたら良いかを考え支援する/通院時支援

8. 認知症支援において、あったら良いと思う仕組みはありますか？（一部抜粋）

家族に関する支援	・ 認知症患者を持つ家族への支援補助制度の充実 ・ 認知症を持つ家族の会(集い)など話しが出来る場/認知症を理解し気軽に参加できる会
地域住民等に対する支援	・ 徘徊に対し地域で認知症の方を見守りできるシステム ・ 災害時に受け入れや対応などできる仕組みなどあればいいと思います。 ・ 65歳位での勉強会の開催。早期対応を広める仕組みがあると良いのかと思いました。 ・ 認知症の気持ちになって...など、理解ができない人が多いと思います。 ・ 認知症をオープンにできる。見下さない。馬鹿にしない地域
情報共有	・ 認知症支援に関わる方の名前すら聞いたことがありません。 ・ リスクの高い方に対してサービス提案と密な連携を取っていく必要があります。 ・ 困った時の対応のフローみたいなものが、関係職種で共有できるといいなと思う。 ・ 支援者同志の情報共有ツール/多職種間での情報共有の機会、研修会 ・ 病院との連携だけではなくサービス事業者間の連携による支援
相談窓口	・ 気軽に相談ができて対応してくれる相談場所/相談窓口を誰もが知り得る仕組み ・ コンシェルジュなど、サービスや相談ができる機関があればいい。 ・ 認知症専門の相談できる場所や連携を取れる場所 ・ 家族に対し個別で話を聞いてもらえる場所。
受診	・ 初診でも訪問で診察してくれる仕組み ・ 診断を受けた人を把握し重度化させない仕組み
安否確認	・ サービスが行えなかったときに本人をフォローしてくる仕組み ・ サービス拒否があった場合、孤立しないようなシステムがあったらいいと思う ・ GPS 機器のレンタル。認知症見守りシールは市から借りて居場所を把握できない。
同行支援	・ 通院時の同席（家族が対応できない場合が多い） ・ 買い物や散歩、旅行、趣味活動の外出同行サービス
集いの場	・ 子供や地域の方など色々と話し合える場もあるといいのかな ・ ちょっと立ち寄れる場所、そこで一息つける場がほしい。 ・ 顔が見える関係の寄り合い場所/サロンの集い 人との関わり ・ 認知症カフェ等気楽に行ける場所/気軽に相談できるコミュニティがあると良い。
支援の充実	・ 在宅で過ごすには早めに手を差し伸べてほしい/ご家族様の希望に対応出来る仕組み ・ 行政が認知症の人達を支えられるよう支援する/踏み込んだ支援が必要 ・ キーパーソンの確立/ボランティアの派遣 ・ ゴミ出しや洗濯支援などの生活援助のみのサービス事業所等 ・ 薬の飲み忘れ等の自宅へ無線での声掛け/夜間の見守り/夜間のサポートの充実
施設	・ 安価な施設か、夜の見守りが出来る体制/家族が介護できない際のレスパイトケア ・ 興奮状態になった時に落ち着くことができる別空間 ・ 緊急一時入所施設/簡単にショートステイなどが利用出来る。 ・ 受け入れ施設を増やすこと ・ 認知症の周辺症状を軽減し在宅復帰できる一時的な施設。

鴨川市社会資源リスト

鴨川市ケアマネジャー連絡協議会では、地域の社会資源を把握しケアプランの充実及び多機関連携を目的として作成しました。また、鴨川市社会福祉協議会と協働し情報収集を行い、リストの際にはアドバイスをいただき作成することができました。地域の高齢者等の生活を応援するためにご活用下さい。



社会資源のページ

社会資源ページ



社会資源マップ

社会資源マップ



鴨川市ケアマネジャー連絡協議会 主任ケアマネ部会
令和6年12月作成

目 次

インフォーマルサービス

- 弁当配達サービス ... P 1
- 生活用品の配達サービス ... P 1
- 移動販売 ... P 2
- 生活支援サービス ... P 2
- 移動支援サービス ... P 3
- 介護サービス事業所（独自サービス） ... P 4
- 理髪サービス ... P 4
- 灯油配達 ... P 5
- その他 ... P 5

調剤薬局/訪問リハビリ ... P 6

鴨川市 ... P 7

鴨川市社会福祉協議会 ... P 10

電子版はこちら

社会資源ページ



1. 弁当配達サービス

No	店舗/商店名	住所	営業時間/休業	エリア	内容/料金
1	みっこちゃんのお そうざい	鴨川市横渚 513-7	8:00～18:00 金曜休	市内中心 部	弁当配達(昼、夜)土 は昼のみ料金 600 円、 おかゆ等は別途相談
	090-7224-5780				
2	ワタミの宅食	鴨川市坂東 397-1	8:30～18:30 1/1～1/3 休	鴨川市内 一部除く	日替わり宅食 440 円～その他 コース有
	0120-321-510				



2. 生活用品の配達サービス

No	店舗	住所	営業時間/休業	エリア	内容/料金
1	源太郎商店	鴨川市浜荻 1607-1	7:00～20:00 年中無休	要相談	食品配達(月、水、金) 資源ごみの回収など
	04-7094-0074				
2	(有)寿しゃ	鴨川市金束 33	8:15～19:30 不定休	大山地区 周辺	食品、日用雑貨等の配達 無料
	04-7098-1151				
3	三原屋	鴨川市東江見 357	9:00～19:00 元日休み	江見/太海 地区	一般食品、日用雑貨等 2,000 円以上配達無料
	04-7096-0033				
4	いずみや鮮魚店	鴨川市貝渚 3202	7:00～17:00 日曜休	鴨川市内	魚の配達(刺身・干物 等)出張魚料理
	04-7092-3101				
5	(有)山田青果店	鴨川市前原 361	8:30～18:30 日曜休	鴨川/西条 地区	一般食品、日用雑貨等 2,000 円以上配達無料
	04-7092-0054				
6	(有)本多屋	鴨川市磯村 127	水、日曜日休 9:00～17:30	鴨川地区	酒類の配達。3,000 円以 上配達無料
	04-7092-2154				
7	川上回新堂薬局	鴨川市南小町 772-3	9:00～18:00 日曜休	主基地区	日用、衛生品 1,000 円以上 配達無料
	04-7097-1133 ✉ kaisindo@gmail.com				



3. 移動販売

停留所マップ

移動販売マップ



No	店舗/商店名	住所	営業日	エリア
1	セブンイレブン大里店 安心お助け便	鴨川市大里 491-1	月、木曜日 金曜日	天津/小湊地区 鴨川/太海地区
	04-7099-0556			
2	ヤックス移動スーパー らくちん便	勝浦市部原 1053	火曜日 水曜日	太海地区 天津/小湊地区
	070-1542-0089	0470-62-6601		
3	イオン鴨川店	鴨川市横渚 973-1	月、木曜日 火、金曜日 水、土曜日	田原/天津/花房地区 曾呂/東条/鴨川地区 天津/田原地区
	04-7093-6511			
4	里のMUJI みんなの里	鴨川市宮山 1969	第2、4木曜	主基地区
	04-7099-8055			

4. 生活支援サービス

No	店舗/商店名	住所	営業時間/休業	エリア	内容/料金
1	キャンナス鴨川	-	要相談	鴨川市 他近隣	1,000～1,200 円/時間 契約後に利用開始
	080-2598-3411				
	✉ cannuskamogawa@bird.ocn.ne.jp				
2	今泉園	鴨川市成川 2286	8:00～17:00	片道1時間の範囲	剪定、木の伐採、草刈り等 1日 17,000 円～
	090-5518-0833	04-7097-0887			
3	街のかぎやさん	鴨川市来秀 1109-2	火～土曜日 日、月休み	鴨川市 他近隣	鍵修理、合鍵 バッテリー 上がり対応
	04-7096-5306				
	✉ machikagi@kxb.biglobe.ne.jp				
4	便利屋 OK サービス	鴨川市天津 452-2	8:00～20:00 年中無休	鴨川市	伐採、引っ越し、掃除、 買い物、墓掃除等料金 1 時間 3,000 円～
	090-4703-7238 04-7094-2512				
	✉ okumurask3@yahoo.co.jp				
5	里山生活お助け隊	鴨川市上 665-1	要相談	鴨川市	草刈、伐採、片付け等 料金 1 時間 1,500 円～
	080-2333-1804				
	✉ n.imanishi63@gmail.com				
6	便利屋イーजीライフ	鴨川市広場 596-3	9:00～18:00 年中無休	鴨川市	草刈、障子の張替え、片 付け、その他 料金は作 業内容による
	04-7094-4012				
7	クリーンライフ	鴨川市西町 1140-20	8:00～17:00 不定休	鴨川市	草刈り、伐採、片付け、 引っ越し、業者の紹介料 金 1 時間 2,000 円～
	080-2395-1753				
	✉ cleanlife.sr@gmail.com				

社会資源リスト

8	鴨川市シルバー人材センター	鴨川市八色 866	8:30～17:15 土、日休み	鴨川市	障子、網戸、襖、畳の張替え、草刈り 清掃等要相談
	04-7093-0124				
	✉ kamogawa@sjc.ne.jp				
9	家事代行ニチイライフ	鴨川市内浦 404-8		鴨川市	家事、病院付き添い、買い物同行等 料金は要確認
	0120-212-295				
10	作業の請負ベンリ	鴨川市金束 829	8:00～18:00 年中無休	鴨川市	ハウスクリーニング 1時間 1,500円
	080-1102-9406				
11	なんでも代行とまり木	鴨川市東町 249-4	7:00～18:00 不定休	鴨川市	買い物、通院同行、見守り、話し相手、家事代行等。料金は要確認
	080-1389-1222				
	✉ tomarigi.3535@gmail.com				
12	Kaito	鴨川市成川 2286	8:00～17:00 12/31～1/3 休	片道で1時間程度	植木の剪定、木の伐採、草刈り等 料金は現場確認
	090-5518-0833				
13	介護屋ミー	鴨川市佐野 260	9:00～17:00 土、日休み	鴨川市	親孝行プラン/通院同行/生活援助 交通費、市内(往復)600円
	080-7367-3131				
	✉ kaigoya.mi@gmail.com				
14	ひかりクリーニング	鴨川市前原 193-2	8:00～17:00 日休み	要相談	衣類、布団のクリーニング 配送料無料
	04-7092-2547				
	090-7237-1528				

5. 移動支援サービス

No	機関名	住所	営業日/時間	エリア	内容/料金
1	チョイソコかもがわ	鴨川市花房 66-1	月～金曜 	長狭 / 江見 天津 / 小湊 地区	地域内 300円 地域外 700円
	0570-065-194				
	✉ choisoko@chibatoyota.co.jp				
2	東条病院(送迎)	鴨川市広場 1615	日休み	病院～曾呂 / 江見 / 小湊 方面	巡回バス ルート 
	04-7092-1207				
	✉ info@tojo-h.or.jp				
3	よつば介護・福祉タクシー	鴨川市小湊 669-1	8:30～16:30 日休み	鴨川市 要相談	介護タクシー、病院、買い物付き添いなど
	04-7095-2071				
	✉ yotsuba.kominato0530@gmail.com				

6.介護サービス事業所独自サービス

No	事業所名	住所	営業時間/休業	エリア	内容/料金
1	チャフルキョウエイ 鴨川事業所	鴨川市滑谷 65-1	8:00～17:00 日休み	千葉県内 	福祉用具貸与、特定福祉用具販売、住宅改修、福祉車両レンタル
	04-7098-2160				
	✉ chiyafuru.co@kud.biglobe.ne.jp				
2	介護ショップ ふきのとう	鴨川市花房 46-1	9:00～18:00 日休み	安房地域 	福祉用具貸与、特定福祉用具販売、住宅改修
	04-7093-5292				
	✉ shop-fukinotou.fcs@ec3.fechnowave.ne.jp				
3	さくらホームケアサービス	鴨川市滑谷 46	通年	地域問わず	旅行等の外出支援 料金等の詳細は要確認
	04-7094-5880				
	✉ akuralics5820@yahoo.co.jp				
4	通所介護事業所 四方木クラブ	鴨川市四方木 394-1	8:00～17:00 土休み	鴨川市	夕食のみ弁当配達 料金 600 円【当施設利用者限定】
	04-7094-4100				
	✉ yomoginomori@yomogi11.jp				

7.理髪サービス

No	店舗	住所	営業時間/休業	エリア	内容/料金
1	移動美容室 MUSUBI	君津市西原 1058	要相談	鴨川市内 近隣市可能	移動美容室。車いす対応可。施設  病院も可
	070-8485-1345				
	✉ musubi.moving.salon@gmail.com				
2	ヘアサロン渡辺	鴨川市東町 910	8:30～17:30 火休み	鴨川市内	カット 3,000 円（パーマ等は来店）
	04-7092-4744				
3	樹の子	鴨川市押切 188-1	予約制	鴨川市内	カット 2,500 円（その他施術は要相談）
	080-8475-6736				
4	散髪～モモ～	鴨川市広場 1193 - 6	8:00～17:00 年中無休	鴨川市内	カット 3,000 円（顔剃り有）
	080-1335-9955				
5	ヘアサロン眞部	鴨川市花房 398	8:00～17:30 月、火休み	鴨川市内	カット 3,000 円
	04-7093-4043				
6	訪問カットひろた	鴨川市江見青 木 174-5	8:00～17:00	鴨川市内、 近隣市可能	カット 5,500 円～ 施設や病院も可。レディースシェービング、ブロー付き
	080-9509-2221				
	✉ y_s_h1173@yahoo.co.jp				

8. 灯油配達

No	店舗	住所	営業日/時間	エリア	内容
1	ENEOS 江見 SS	鴨川市東江見	月～土 7:00～19:00	江見地区	灯油配達
	04-7096-0061	387	祝日 8:00～17:30		
2	コスモ石油鴨川中央 SS	鴨川市横渚 689	月～金 8:00～19:00	鴨川地区	灯油配達
	04-7092-0237		土 8:00～19:00		
3	コスモ石油鴨川広場 SS	鴨川市広場	月～金 8:00～18:00	東条地区	灯油配達
	04-7092-0865	1328	土 8:00～18:00		
4	昭和シェル石油ニュー鴨川 SS	鴨川市広場 785	月～土 7:30～20:00	東条地区	灯油配達
	04-7092-3362		日 7:30～18:00		
5	ENEOS 鴨川打墨 SS	鴨川市打墨	月～土 7:30～19:00	西条地区	灯油配達
	04-7092-0147	845-1	祝日 8:00～18:00		
6	仲沢石油追分 SS	鴨川市太尾 340	月～土 7:30～19:00	田原地区	灯油配達
	04-7092-1554		日 8:00～18:00		
7	ENEOS 長狭南 SS	鴨川市北小町川	月～土 7:30～19:00	主基地区	灯油配達
	04-7097-1125	岸 537-1	祝日 8:00～18:00		
8	ENEOS 長狭北 SS	鴨川市北風原	月～土 7:30～19:00	吉尾地区	灯油配達
	04-7097-1201	87-7	祝日 8:00～18:00		
9	川上石油金束 SS	鴨川市金束 23	月～土 7:30～19:00	大山地区	灯油配達
	04-7098-1131				
10	ENEOS 天津 SS	鴨川市浜荻	月～土 7:30～19:30	天津地区	灯油配達
	04-7094-0407	1249-1	祝日 8:00～18:00		
11	ENEOS 小湊 SS	鴨川市小湊	月～土 7:30～18:30	小湊地区	灯油配達
	04-7095-2166	693-1	祝日 7:30～18:30		

9. その他

No	事業所名	住所	営業日/時間	エリア	内容/料金
1	天津郵便局	鴨川市天津	月～金曜日	天津地区	ファミリーマート商品の販売（一部）無人販売（野菜・コメ等）
	04-7094-0753	1216-1	9:00～17:00		
2	ドッグファミリー	鴨川市東町	8:00～20:00	-	犬、猫の預かり 日帰り、宿泊 詳細は確認
	04-7092-4813	1112-1			
3	災害救護チームアップ	鴨川市金束 5	-	-	自然災害による屋根の応急処置
	04-7094-5551				

10. 調剤薬局相談窓口

No	薬局	住所	電話番号	営業日/時間	相談対時間	訪問/居宅療養管理指導
1	アニマート薬局	鴨川市横渚 267-1	04-7094-5337	平日 9:00～18:30 木・土 13:30	9:00～13:30	不可
2	アマツ調剤薬局	鴨川市天津 1143-4	04-7094-0727	平日 9:00～18:00 土午前のみ	14:00～17:00	不可
3	オキナヤ薬局	鴨川市西江見 21	04-7096-0023	平日、土 8:00～18:30		不可
4	鴨川鈴薬局	鴨川市広場 1334-9	04-7093-7087	平日 8:30～17:30 土午前のみ	14:00～17:30	可
5	川上回新堂薬局	鴨川市南小町 772-3	04-7097-1133	月～土、祝 8:00～19:00		不可
6	斉藤薬局	鴨川市太海 2009-1	04-7092-0682	平日 8:00～19:30	15:00～17:00	不可
7	スミレ薬局長狭店	鴨川市大川面 1091-1	04-7096-5007	平日 9:00～18:00 土 17:00 まで		可
8	タニ薬局	鴨川市横渚 699-10	04-7092-0234	平日 9:00～17:15	9:00～17:00	不可
9	なのはな薬局	鴨川市貝渚 54-1	04-7093-7080	平日 9:00～18:00 木午前のみ	15:00～17:00	不可
10	フジヒラ薬局鴨川店	鴨川市横渚 970-1	04-7092-1951	平日 8:00～18:30 木 17:30 まで	8:30～16:30	可
11	みなみ薬局鴨川店	鴨川市横渚 870-4	04-7098-3730	平日 8:30～18:00 土 13:00 まで		不可
12	ヤックスドラッグ 鴨川薬局	鴨川市横渚 105	04-7099-2121	月～土 9:00～17:00	13:00～17:00	不可
13	ヤックスドラッグ 鴨川長狭薬局	鴨川市宮山 1707	04-7099-8273	平日 9:00～18:00	月・木以外 15:00～	可
14	ウエルシア薬局鴨川広場店	鴨川市広場 1000-1	04-7098-3707	月～金 10:00～18:45		可
15	クスリのアオキ広場薬局	鴨川市広場 858-7	04-7096-6113	平日 9:00～18:00		可

安房薬剤師会薬業会

安房薬剤師会薬業会



11. 訪問リハビリ

No	医療機関	住所	電話番号	対象者	主治医、指示書
1	小田病院	鴨川市横渚 880	04-7092-1128	介護保険のみ	当院のみ
2	エビハラ病院	鴨川市太海 630-10	04-7093-2626	介護保険/医療保険	当院以外可
3	亀田総合病院	鴨川市東町 929	04-7099-1126	介護保険/医療保険	当院以外可
4	国保病院	鴨川市宮山 233	04-7097-1437	介護保険/医療保険	当院のみ

12. 鴨川市総合保健福祉会館（ふれあいセンター）



課 名	係 名	主な業務内容	連絡先
健康推進課	管理係	施設管理に関すること	04-7093-7111
	保健予防係	検診、予防接種など保健予防に関すること	
	介護保険係	介護保険制度に関すること	
	福祉総合相談センター	福祉の総合相談窓口及び地域包括支援センター	04-7093-1200
福祉課	障害福祉係	障害者福祉に関すること	04-7093-7112
	生活支援係	生活保護制度に関すること	
	地域ささえあい係	高齢者福祉、民生委員等社会福祉に関すること	
子ども支援課	子ども支援係	子ども・子育て支援制度、認定こども園等に関すること	04-7093-7113
	子ども家庭センター	母子保健、児童福祉に関すること	04-7093-7151
鴨川市社会福祉協議会 鴨川市社会福祉協議会 	地域福祉係	地域福祉、ボランティア等に関すること	04-7093-0606 権利擁護
	権利擁護推進センター	成年後見制度の利用促進に関すること	04-7093-5000 介護サービス
	介護サービス係	介護サービス事業所に関すること	04-7093-0823 福祉作業所
	福祉作業所	障害福祉サービス事業所	04-7093-0575

福祉総合相談センター（地域包括支援センター）	内 容
● 鴨川市福祉総合相談センター 【電話】04-7093-1200 ● 鴨川市福祉総合相談センター・天津小湊 【電話】04-7094-5800 ● 鴨川市福祉総合相談センター・長狭 【電話】04-7096-5711	地域で暮らす高齢者、障害者、子ども等の分野にかかわらず、関係機関と協力して総合的に支援する機関です。 保健、福祉、介護という3分野の専門職が連携し、地域の医療介護機関、民生委員、その他関係機関と協力し相談対応します。

13. 高齢者福祉サービス

緊急通報システムの設置 (福祉課)	急病などが心配な方に、受信センターに連絡されるシステム(ペンダント型無線発信機と家庭用端末機)を設置します。
ひとり暮らし高齢者世帯等の安否確認(福祉課)	高齢者世帯等の孤立を防ぐため訪問協力員による定期的な安否確認を実施します。
ひまわり配食サービス (相談センター)	食事の調理が困難な高齢者の方などに、夕食を配達し安否確認を行います。対象者 65 歳以上のひとり暮らし及び高齢者世帯
介護用品支給事業(相談センター)	要介護 4 以上で住民税非課税世帯を対象として介護用品を支給
養護老人ホーム入所 (福祉課)	家庭環境などの事情により、在宅生活が困難な方が入所できる高齢者施設。日常生活上の支援や余暇活動なども行われます。

14. 認知症高齢者支援(相談センター)

認知症高齢者等見守りシール交付事業	認知症高齢者等の衣類、靴、持ち物にシールを貼付し、徘徊時発見者がQRコードを読み取り、発見場所、安否情報の連絡ができます。
認知症高齢者家族のつどいの開催	認知症高齢者を介護する家族の方の意見交換や、介護ストレスの軽減を図るための交流会を開催。
認知症初期集中支援推進事業	在宅生活している方で 認知症の診断を受けていない方 医療、介護サービスを利用していない 認知症状にお困り方など、専門職等で、困りごとが解決できるよう支援を行います。
認知症サポーター養成事業	認知症高齢者を地域みんなで支える社会づくりを目的として、認知症の理解や対応を学ぶための講座を開催。

15. 障害者福祉制度など(福祉課)

身体障害者手帳の交付	身体障害者福祉法に定める障害に該当すると認められた場合に千葉県から交付されます。
療育手帳の交付	知的機能の障害が、概ね 18 歳までにあらわれ、日常生活に支障が生じているため、知的障害と判定された方に千葉県から交付されます。
精神障害者保健福祉手帳の交付	精神疾患の状態とそれに伴う生活能力障害の状態の両面から総合的に判定し、千葉県が認定した方に交付されます。

介護給付・訓練等給付・相談支援	障害者総合支援法に基づき、全国共通の仕組みで行われる「自立支援給付」と、地域の実情に応じた柔軟な事業形態での実施が可能となる「地域生活支援事業」で構成されています。 ・介護給付...日常生活に必要な介護支援を居宅や施設で行います。 ・訓練等給付...訓練的支援や就労に関する支援などを行います。 ・相談支援...介護給付・訓練等給付または障害児通所支援の利用に係る計画の作成等の計画相談支援と地域相談支援があります。
自立支援医療	・更生医療...身体障害者手帳の交付を受けた方で、その障害を除去・軽減する手術等の治療により確実に効果が期待できる方（18歳以上） ・精神通院医療...精神疾患を有する方で、通院による精神医療を継続的に要する方
補装具	身体障害者手帳取得者等を対象に日常生活の向上を図るため、補装具の交付及び修理を行います。
特別障害者手当	身体または精神に重度の障害があるために、常時介護を必要とする在宅障害者に手当を支給します。
ねたきり身体障害者及び在宅重度知的障害者福祉手当	ねたきり身体障害者、在宅重度知的障害者の方または介護している方に手当を支給します
重度心身障害者(児)医療費助成	重度の障害により、障害者手帳を65歳未満で取得した場合、医療保険診療分の一部を助成します。
福祉タクシー助成	身体障害者手帳1級・2級及び人工透析のために通院している腎臓機能障害3級・4級の方下記のいずれにも該当する方 施設入所していない者 市町村民税非課税世帯（本人と配偶者） 自動車税の減免を受けていない者 1回 630円 年間24枚まで 腎臓機能障害は年間48枚まで

16. 公共交通バスの割引など

ノーカー・サポート優待証	65歳以上の運転免許返納者で、日東交通(株)の営業所等で「ノーカー・サポート優待証」を発行。鴨川市コミュニティバス及東交通が運行する乗合路線（高速バス除く）で運賃が半額
鴨川市コミュニティバス運行事業	2ルート(主に市関連施設、病院、駅、郵便局を經由) 料金：1乗車300円（定額運賃制） ノーカーサポート優待証割引
チョイソコかもがわ	高齢者の外出機会の提供と健康増進を目的とした実証運行。 対象：長狭、江見、天津小湊地域在住者 運行方式：デマンド交通型区域運行

17. 鴨川市社会福祉協議会

法律相談	● 弁護士による法律相談（30 分無料） ● 場所 ふれあいセンター 実施日 毎月第1火曜日 13:00～16:00 ● 相談員 弁護士 ● 事前予約が必要です。
出張理髪サービス	在宅で要介護認定 4、5 の方、又は身体障害者福祉手当・重度知的障害者福祉手当・特別障害者手を受給している方に、理容料金の半額（年 4 回まで）を助成します。
福祉用具貸付事業	障害をお持ちの方、外出などで短期的に必要な方に車いすを貸し出します。
救急医療情報キット配布事業	情報をキット内に事前に備え、医療情報等を所定の場所に保管することで、万が一に備えることができる。（要申請、代理申請可）
福祉資金貸付事業	● 生活資金 当面の生活維持のために必要な資金 100,000 円以内（無利子） 連帯保証人が必要です。 ● 小口援護資金 災害・疾病・就業その他の事情により、一時的に緊急支出の必要が生じた場合 30,000 円以内（無利子）
ボランティア給食サービス事業	ボランティアの協力により、独居高齢者等への配食サービスを月 1 回実施 ＊新規希望は要相談。
ふれあいいきいきサロン事業	地域住民グループ等が高齢者等の地域住民が交流できる通いの場づくり サロン活動は P11 参照
権利擁護相談	● 相談日・場所 毎月第 2 火曜日 13:30～16:20 ● 相談員 権利擁護推進センター職員 ● 事前予約が必要です。自宅訪問も可能です。
日常生活自立支援事業	福祉サービスを利用するお手伝いや、日常的な金銭管理をお手伝いすることで、高齢者や障害者の方々が住み慣れた地域で生活できるように支援します。
法人後見事業	鴨川市社会福祉協議会が後見人等に選任され、判断能力が不十分な人の保護・支援を行います。

No	地区	サロン名	開催日時	開催場所
1	江見	サロン花笠	毎月 15 日 (13:30 ~ 15:30)	江見幼稚園舎
2	太海	天面サロン	毎月第 3 月曜 (13:00 ~ 15:00)	天面青年館
3		吉浦汐の香サロン	毎月第 1 月曜 (10:30 ~ 15:30)	吉浦青年館
4	曽呂	サロンみねおか	毎月第 4 金曜 (10:00 ~ 12:00)	曽呂公民館他
5	鴨川	ふれあいサロン草の実	毎月第 3 水曜 (10:00 ~ 15:00)	中央公民館
6	東条	ふれあいサロン広場	毎月 1、15 日 (9:00 ~ 14:30)	須賀神社
7		もみじ会	毎月第 2、4 火曜 (9:00 ~ 15:00)	東条公民館
8		子育てひろば ほっと	毎月第 3 火曜 (10:00 ~ 12:00)	亀田医療大学
9		粋なサロンきずな	毎月 10.20 日 (13:30 ~)	広場集会所
10	西条	多世代交流サロン「お茶の間」	毎月第 3 火曜 (10:00 ~ 11:45)	西条公民館
11	田原	ふれあいサロン田原	毎月第 4 水曜 (9:00 ~ 14:00)	田原公民館
12		大里サロン	毎月第 1 水曜 (10:00 ~ 14:00)	真福寺
13		池田団地サロン	毎月第 4 水曜 (10:00 ~ 12:00)	池田団地
14		来秀サロン	毎月第 2 月曜 (9:00 ~ 11:30)	来秀青年館
15	主基	北小町ふれあいサロン	年 7 回 (10:00 ~ 14:00)	北小町青年館
16		南小町ふれあいサロン「青空」	年 6 回 (13:30 ~)	南小町区民
17		成川ふれあいサロン	年 6 回 (11:00 ~ 15:00)	やすらぎの家
18		上小原ふれあいサロン	年 6 回 (13:30 ~ 15:30)	広田青年館
19		下小原ふれあいサロン	年 5 回 (9:00 ~ 12:00)	下小原集会場
20		青空カフェ	年 4 回 (4、7、10、2 月)	フローラ
21	吉尾	枝郷お茶のみ会	毎月第 1 月曜 (13:30 ~ 15:30)	枝郷公会堂
22		紫陽花の会	毎月 1 回 (19:00 ~ 21:00)	大川面公会堂
23		女子会サロン	第 3 火曜 (13:30 ~ 15:30)	吉尾公民館
24	大山	そくさい家	毎月第 2、4 火曜 (10:00 ~ 15:00)	旧大山幼稚園
25		なかよし広場おはなし会	毎月第 3 土曜 (10:30 ~ 11:30)	大山公民館
26		よらっしゃい	毎月第 2、4 水曜 (9:30 ~ 12:00)	大山公民館
27	天津	にこにこ会天津	毎月第 2 月曜 (10 : 00 ~ 14:00)	天津センター
28		ひまわり会	毎月 10 日 (13:00 ~ 15:00)	浜荻青年館
29		青空サロン	毎月第 4 木曜 (13:30 ~ 15:30)	谷町コミセン
30		サロンいこい	毎月 2 回 (10:00 ~ 15:00)	萬福寺
31		よもぎふれあいサロン	毎月第 3 日曜 (10:00 ~ 13:00)	ふれあい館
32		ひだまりさかもとサロン	毎月第 2、4 水曜 (9:00 ~ 12:00)	天津センター
33		サロンパブリカ	毎月第 3 火曜 (13:30 ~ 15:00)	東町青年館
34		サロンフレンズ	毎月第 4 木曜 (13:00 ~ 15:00)	天津センター
35		十佐の会	不定期 (10:00 ~ 13:00)	個人宅
36	小湊	ますやサロン	毎月第 4 木曜 (10:00 ~ 12:00)	ますや店舗内

* 情報提供可のサロンのみ掲載

サービス内容や料金等は令和 6 年 12 月現在の情報となります。事業所等の都合により変更となる場合がありますので予めご承知下さい。

記載内容の変更等を把握された場合は、事務局までご一報をお願いします。

事務局 鴨川市福祉総合相談センター・天津小湊

04-7094-5800

✉ fukushi-amakomi@taiyou-kai.jp

**鴨川市福祉総合相談センター(地域包括支援センター)の
今後の体制について**

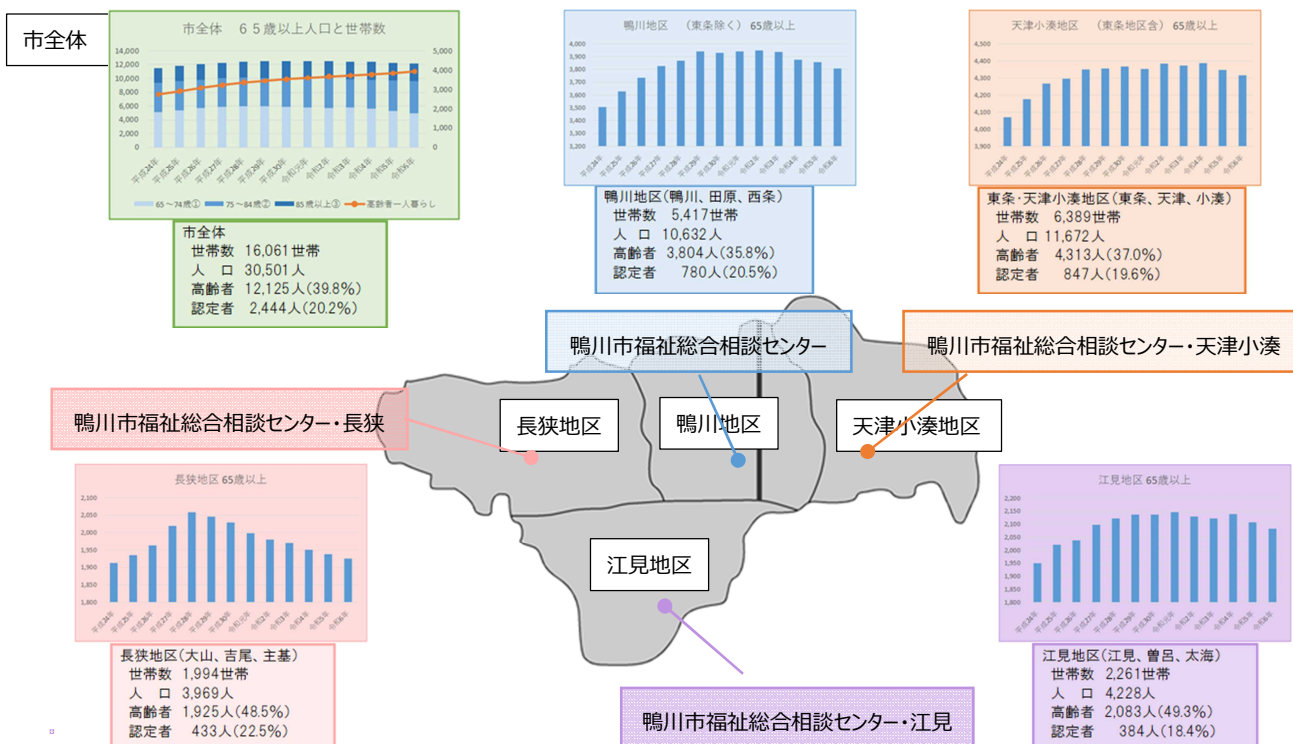
鴨川市福祉総合相談センター（地域包括支援センター）の今後の体制について

資料 2

1. 日常生活圏域について

- ▶ 日常生活圏域については、第 5 期以降の計画に於いて、東条地区と天津小湊地区をあわせて日常生活圏域を設定しています。平成 24 年度から令和 6 年度までの 65 歳以上人口の推移は以下のとおりです。

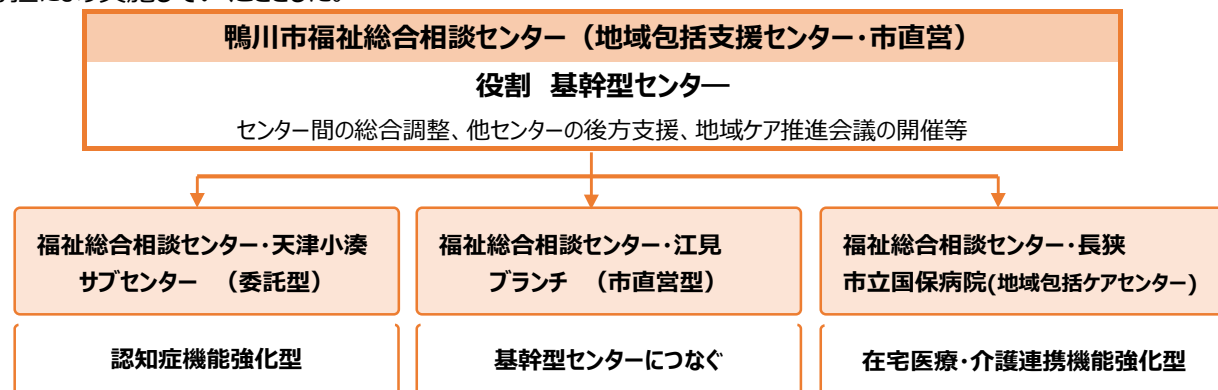
●市全体の 65 歳以上人口は、令和 2 年度以降減少傾向。75 歳以上人口は約 59%と増加傾向。85 歳以上人口は約 20%と横ばい。長狭地区と江見地区の高齢化率は 49%超え。高齢者一人暮らしは約 4,000 人と増加傾向。



令和 6 年 4 月 1 日現在
【出典】健康推進課、福祉課

2. 福祉総合相談センターの役割

- ▶ 福祉総合相談センターは、介護保険法に基づく地域包括支援センターを母体に、支援を必要とする人の属性を問わず、世帯全体を支援をすることを目的に設置。
- ▶ 第 9 期介護保険事業計画（令和 6 年度から令和 8 年度）では、福祉総合相談センターの機能分化と役割分担により実施していくこととした。



●地域包括支援センターとは

市が設置主体。主任介護支援専門員（常勤で 5 年以上の経験年数、県の研修受講）・保健師・社会福祉士等を配置。3 職種のチームアプローチにより、住民の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助を行い、その保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援する。

3. 福祉総合相談センター（地域包括支援センター）の主な業務

業務項目	業務の概要
地域包括支援センターの運営	1.第1号介護予防支援事業（介護予防ケアマネジメント） ・要介護状態の予防と重症化予防の一体的対応。予防給付及び総合事業のケアマネジメント（支援プランの作成等）を行う。
	2.総合相談支援事業 ・地域に住む高齢者の総合相談として、ワンストップサービスの拠点として多面的支援を行い、適切な機関、制度、サービスにつなぎ、継続的なフォローを行う。 ・保健所など行政機関、医療機関等必要なサービスにつなぐ。
	3.権利擁護事業 ・民生委員や介護支援専門員等の支援だけでは適切なサービスにつながらない高齢者等の権利擁護に関する相談支援。虐待の早期発見のための関係者間のネットワークづくりを行う。
	4.包括的・継続的ケアマネジメント支援事業 ・介護支援専門員への日常的個別支援や困難事例への指導、助言。多職種連携のためのネットワークづくりを行う。
包括的支援事業（社会保障充実分）	5.在宅医療・介護連携推進事業 ・医療と介護の両方を必要とする高齢者への切れ目のない支援と関係者間の連携体制の構築を図るため以下の（1）～（6）に取り組む。 （1）地域の医療・介護の資源の把握 （2）在宅医療・介護連携の課題の抽出と対応策の検討 （3）切れ目のない在宅医療・介護提供体制 （4）在宅医療・介護に関する相談支援 （5）地域住民への普及啓発 （6）医療・介護関係者の支援
	6.生活支援体制整備事業 ・行政が主体となり、生活支援・介護予防サービスの提供体制を構築し、地域の支えあいの体制づくりの推進。生活支援コーディネータを配置して対応する。
	7.認知症総合支援事業 ・認知症初期集中支援チームを配置し、早期診断・早期対応に向けた支援体制を構築する。
	8.地域ケア会議の推進 ・包括的支援事業を効果的に実施するため、介護サービス事業者や医療機関等の関係者との連携に努め、地域ケア会議を設置・運営し、多職種協働による個別事例の検討を行い、地域づくりや施策形成をする。
9.高齢者以外の総合相談	・生活困窮者、障害者、子ども、DV など分野や世代を問わない相談支援を24時間体制で対応。

4. 現状と課題

- ▶ 今後、福祉総合相談センターでは、人材不足により、常勤の主任介護支援専門員等の確保が課題。

（現在の3センターの職員体制）

福祉総合相談センター・天津小湊 （委託型）	福祉総合相談センター （直営）	福祉総合相談センター・長狭 （直営）人口2,000人以下
- 職員3人 - 主任介護支援専門員（常勤） - 経験のある看護師（常勤） - 社会福祉士（常勤）	- 職員3人 - 主任介護支援専門員（常勤） - 保健師（常勤） - 社会福祉士（常勤）	- 職員3人（常勤換算2人） - 主任介護支援専門員（常勤） - 保健師・経験のある看護師（常勤換算）
●機能 地域包括支援センターサブセンター	●機能 基幹型センター＜センター間の総合調整＞	●機能 地域包括支援センター

第10期以降 機能の集約化

5. 第10期計画に向けた今後の方向性

第10期介護保険事業計画（令和9年度以降）では、福祉総合相談センター専門職の人材不足が想定されることから、今後の活動状況や高齢者人口の減少を鑑み、これまでの機能分化から機能集約化へシフトする予定。

第9期（令和8年度まで）は、引き続き、職員の雇用、並びに常勤換算方式による人材の確保をすることで、福祉総合相談センターの体制維持（ブランチ機能を含む）を図る。

地域包括支援センターにおける柔軟な職員配置について

1 実施 要綱	2 ガイド ライン	3 ケアマネ ジネット	4 包括 センター
○			○

「介護保険制度の見直しに関する意見」（令和4年12月20日社会保障審議会介護保険部会）

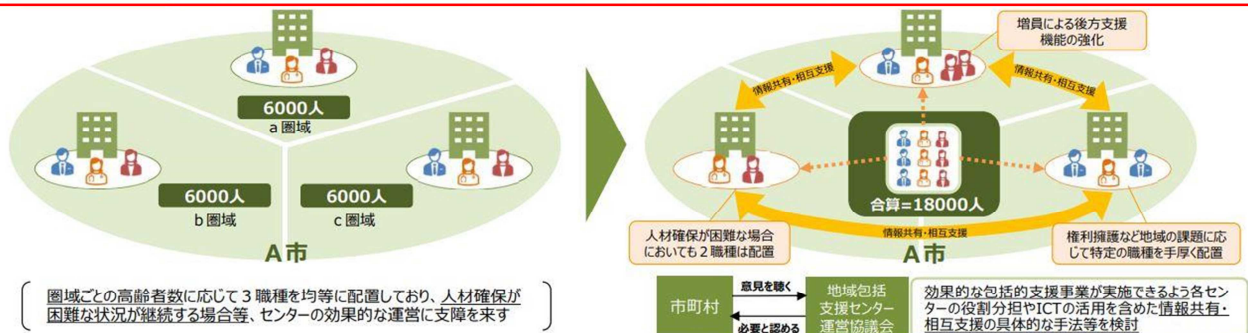
- センターの職員配置については、人材確保が困難となっている現状を踏まえ、3職種（保健師その他これに準ずる者、社会福祉士その他これに準ずる者及び主任介護支援専門員その他これに準ずる者）の配置は原則として、センターによる支援の質が担保されるよう留意した上で、**複数拠点で合算して3職種を配置**することや、「**主任介護支援専門員その他これに準ずる者**」の「**準ずる者**」の範囲の適切な設定など、柔軟な職員配置を進めることが適当である。

（参考）「令和5年の地方からの提案等に関する対応方針」（令和5年12月22日閣議決定） 4【厚生労働省】(30)介護保険法
(vi) 地域包括支援センター（115条の46第1項）における保健師、社会福祉士及び主任介護支援専門員の配置について、地域の実情に応じ、一定の条件を満たす場合には、柔軟な職員配置を可能とすることについて検討し、令和6年度までに結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

介護保険法施行規則の改正

現行の配置基準は存置しつつ、**市町村の判断により、複数圏域の高齢者数を合算し、3職種を地域の実情に応じて配置することを可能とする**

注）市町村の事務負担に配慮し、本改正に伴う条例改正について1年の猶予期間を設ける。



- このほか、人材確保が困難となっている現状等を踏まえ、センターの職員配置について以下の対応を実施
 - ・ センターに置くべき常勤の職員について、運営協議会で必要と認める場合は、常勤換算方法によることとする（介護保険法施行規則の改正）
 - ・ 主任介護支援専門員に準ずる者として、「地域包括支援センターが育成計画を策定しており、センターに現に就任する主任介護支援専門員の助言のもと、将来的な主任介護支援専門員研修の受講を目指す介護支援専門員であって、介護支援専門員として従事（専任が否かは問わない。）した期間が通算5年以上である者」を追加（通知改正）

16

地域包括支援センターの体制整備等（令和6年4月1日施行）

1 実施 要綱	2 ガイド ライン	3 ケアマネ ジネット	4 包括 センター
○	○	○	○

改正の趣旨

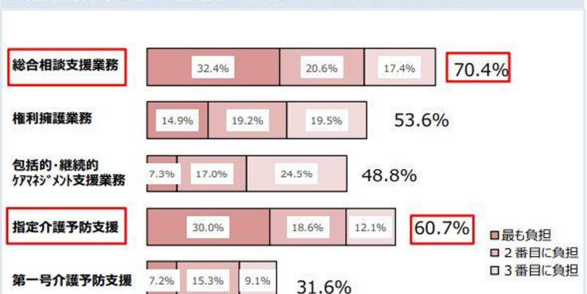
- ・ 地域住民の複雑化・複合化したニーズへの対応、認知症高齢者の家族を含めた家族介護者支援の充実など、地域の拠点である地域包括支援センターへの期待や業務は増大。
- ・ このため、居宅介護支援事業所など地域における既存の資源の効果的な活用・連携を図りながら、介護予防支援（介護予防ケアプランの作成等）や総合相談支援業務など、センターが地域住民への支援をより適切に行う体制の整備を図る。

改正の概要・施行期日

- ・ 要支援者に行う介護予防支援について、地域包括支援センターに加えて、**居宅介護支援事業所（ケアマネ事業所）も市町村からの指定を受けて実施できることとする**。その際、指定を受けたケアマネ事業所は、**市町村や地域包括支援センターとも連携を図りながら実施することとする**。

- ・ 地域包括支援センターが行う総合相談支援業務について、その一部をケアマネ事業所等に委託することを可能とする。その際、委託を受けたケアマネ事業所等は、市町村等が示す方針に従って、業務を実施することとする。
- ・ 施行期日：令和6年4月1日

負担に感じる業務（上位3つまで） ※1037センターからの回答を集計



13

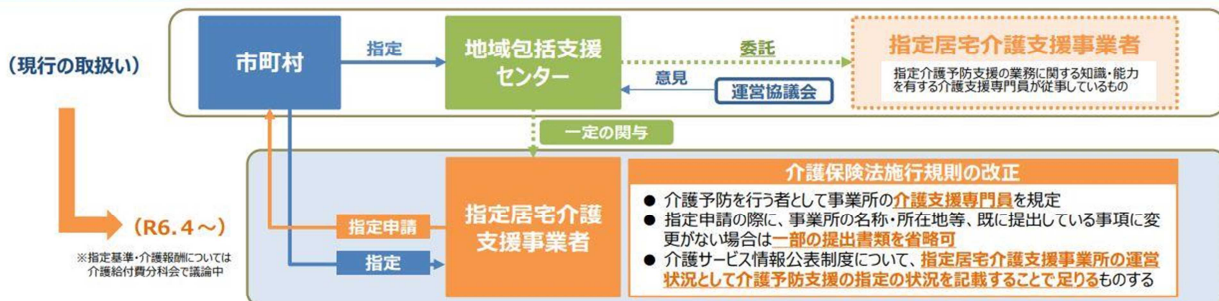
介護予防支援の指定対象の拡大（介護保険法施行規則の改正）

1 実施 要綱	2 ガイド ライン	3 ケアマネ ジヤント	4 包括 センター
○			

「介護保険制度の見直しに関する意見」（令和4年12月20日社会保障審議会介護保険部会）

- こうした地域包括支援センターの業務負担軽減を進めるに当たり、保険給付として行う介護予防支援について、地域包括支援センターが地域住民の保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援することを目的とする施設であることを踏まえ、介護予防支援の実施状況の把握を含め、**地域包括支援センターの一定の関与を担保した上で、居宅介護支援事業所に介護予防支援の指定対象を拡大することが適当である。**

1. 指定居宅介護支援事業者が、介護予防支援の指定を受けて実施する場合の所要の手続き等



2. 指定介護予防支援事業者に対する地域包括支援センターの一定の関与



14

多様なサービス・活動の分類（交付金の取扱いによるもの）

1 実施 要綱	2 ガイド ライン	3 ケアマネ ジヤント	4 包括 センター
○	○		

○国が示す総合事業の類型について、あくまでも制度に基づく実施手法等による分類であること、**多様なサービス・活動は、高齢者の目線に立ち、選択肢の拡充を図るものであることを明確化。**

- ・高齢者が担い手となって活動（就労的活動を含む。）できるサービス、高齢者の日常生活支援を行うサービスなど、高齢者の目線に立ったサービスのコンセプトを軸とする多様な事業のあり方の例示
- ・予防給付時代の制度的分類にとられない、訪問と通所、一般介護予防事業、高齢者の保健事業や保険外サービスなどを柔軟に組み合わせた新たなサービス・活動モデルの例示
- など、高齢者がその選択と参加の際にわかりやすく、また、市町村がこれまで国が示してきたサービス類型に縛られず総合事業を弾力的に展開できるような事業のあり方を検討することが必要である。

	従前相当サービス	多様なサービス・活動				その他
		サービス・活動A (多様な主体によるサービス・活動)		サービス・活動B、 サービス・活動D (訪問型のみ) (住民主体によるサービス・活動)	サービス・活動C (短期集中予防サービス)	
		指定	委託			
実施手法	指定事業者が行うもの（第1号事業支給費の支給）	委託費の支払い		活動団体等に対する補助・助成	委託費の支払い	
想定される実施主体	介護サービス事業者等 (訪問介護・通所介護等事業者)	介護サービス事業者等以外の多様な主体 (介護サービス事業者等)		ボランティア活動など地域住民の主体的な活動を行う団体 当該活動を支援する団体	保健医療に関する専門的な知識を有する者が置かれる団体・機関等	
基準	国が定める基準※1を例にしたもの	サービス・活動の内容に応じて市町村が定めるもの				
費用	国が定める額※2（単位数） 額の変更の可	加算設定可		サービス・活動の内容に応じて市町村が定める額		
対象者	要支援者・事業対象者	要支援者・事業対象者 継続利用要介護者		要支援者・事業対象者 継続利用要介護者 ※対象者以外の地域住民が参加することも想定	要支援者・事業対象者のうち、目標達成のための計画的な支援を短期集中的に行うことにより、介護予防・自立支援の効果が增大すると認められる者	
サービス内容 (訪問型)	旧介護予防訪問介護と同様* * 身体介護・生活援助に該当する内容を総合的に活用し、老計10号の範囲内で実施することが求められる	- 高齢者が担い手となって活動（就労的活動を含む。）することができる活動 - 介護予防のための地域住民等による見守り活動の実施 - 高齢者の生活支援のための掃除・買い物等の一時的支援*を行う活動 など * 市町村の判断により老計10号の範囲を越えてサービス・活動を行うことも可能 - 通所・買い物等の移動支援や移送前後の生活支援（原則としてB・Dでの実施を想定）		ボランティア活動など地域住民の主体的な活動を行う団体 当該活動を支援する団体	保健医療に関する専門的な知識を有する者が置かれる団体・機関等	
サービス内容 (通所型)	旧介護予防通所介護と同様* * 運動器機能向上サービス、入浴支援、食事支援、送迎等を総合的に行うことが求められる	- 高齢者が担い手となって活動（就労的活動を含む。）することができる活動 - セルフケアの推進のため一定の期間を定めて行う運動習慣をつけるための活動 - 高齢者の社会参加のための生涯学習等を含む多様な活動を支援するもの - 住民や地域の多様な主体相互の協力で行う入浴、食事等を支援する活動 など - 送迎の実施		ボランティア活動など地域住民の主体的な活動を行う団体 当該活動を支援する団体	保健医療に関する専門的な知識を有する者が置かれる団体・機関等	
支援の提供者	国が定める基準による 訪問型:訪問介護員等 サービス提供責任者 通所型:生活相談員、看護職員 介護職員、機能訓練指導員	- 地域の多様な主体の従事者 - 高齢者を含む多世代の地域住民 (有償・無償のボランティア)		有償・無償のボランティア マッチングなどの利用調整を行う者	保健医療専門職	

2

地域密着型サービス事業所等の指定等について

指定地域密着型サービス事業所等の指定等について

1 指定地域密着型サービス事業所(新規指定)

NO	事業者名	事業所名	所在地 事業所番号	サービスの種類	指定年月日 次回満了年月日	備考
1	企業組合房州の家	デイサービスセンター 古茂口の家	館山市古茂口68番地 1291000139	認知症対応型通所介護 (介護予防認知症対応型通所介護)	令和7年2月1日 令和8年4月22日	

2 総合事業事業所(指定廃止)

No.	事業者名	事業所名	所在地 事業所番号	サービスの種類	廃止年月日	備考
1	(株)ヤックスケアサービス	ヤックスヘルパーステーション 鋸南	安房郡鋸南町下佐久間437-1 1277900286	第一号訪問事業	令和6年10月31日	

3 総合事業事業所(指定新規)

No.	事業者名	事業所名	所在地 事業所番号	サービスの種類	指定年月日 次回満了年月日	備考
1	(株)ヤックスケアサービス	ヤックスヘルパーステーション 君津	君津市人見2丁目20-3 1273001493	第一号訪問事業	令和6年11月1日 令和12年10月31日	

自治体取組事例

本人と共につながる。交流の輪が広がる。
地域が一つになる。未来につなげる。



本人が得意なことが
地域交流につながる

香川県 綾川町

得意なことを活かした木工品づくりを地域の皆と一緒に楽しむ場を企画しました。作品は、保育園等に寄贈し、地域での交流も広がっています。

千羽鶴で甲子園を目指す
高校球児たちと交流

和歌山県 御坊市

甲子園を目指す高校球児のため、地域のデイサービスや施設の皆で作った千羽鶴を持って激励に行きました。



本人が運営する農園やカフェを
通じて広がる地域交流の輪

京都府 京都市

本人がやりたいことをもとに、農園やカフェを地域の皆と一緒に運営しています。誰でも参加できるため、交流の輪も少しずつ広がっています。

共生社会の実現を推進するための

認知症基本法

2024年1月に施行されました



解説版

知ろう、話しあおう、動きだそう

認知症は自分ごと、自分らしく暮らし続ける時代に

令和4(2022)年の認知症の高齢者数は約443万人、軽度認知障害(MCI)の高齢者数は約559万人と推計*1され、高齢者の約3.6人に1人が認知症又はその予備群と言える状況です。

平成16(2004)年、「痴呆」という用語は「認知症」に変更され、認知症に対する誤解や偏見の解消に努め、各般の施策を推進していくこととされていました。しかし、認知症になると何もわからなくなり、できなくなるという考え方が根強く残っており、認知症になることを受け入れることが難しい状況があります。年齢にかかわらず、国民一人一人が認知症を自分ごととして理解し、自分自身や家族が認知症であることを、周囲に伝え、自分らしい暮らしを続けていくためにはどうすべきか、考える時代が来ています。

*1 厚生労働省 令和5年度 老人保健事業推進費等補助金老人保健健康増進等事業「認知症及び軽度認知障害の有病率調査並びに将来推計に関する研究報告書」(研究代表者:二宮利治)

基本法成立から計画策定までの流れ

令和5年6月成立、令和6年1月施行

共生社会の実現を推進するための認知症基本法

議員立法として、国会において超党派で成立。

- * 認知症の本人が尊厳を保持しつつ希望をもって暮らすことができるよう、認知症施策を総合的かつ計画的に推進。
- * 「共生社会の実現の推進」という目的に向け、基本理念等に基づき認知症施策を国・地方が一体となって講じていく。

認知症施策推進基本計画の策定

基本法第11条に基づき、認知症施策の総合的かつ計画的な推進を図るため政府として策定するものであり、政府が講ずる認知症施策の最も基本的な計画として位置づけられ、地方公共団体が策定する都道府県計画及び市区町村計画の基本となるものである。

- * 認知症の本人の声を尊重し、「新しい認知症観」に基づき施策を推進する。

「新しい認知症観」とは

認知症になってからも個人としてできること・やりたいことがあり、住み慣れた地域で仲間等とつながりながら、希望を持って暮らし続けることができるという考え方。

- * 施策は、認知症の本人の声を起点とし、認知症の本人の視点に立って、認知症の本人や家族等とともに推進する。
- * 基本計画に定める施策は、原則として当該施策の具体的な目標及びその達成の時期を定め、目標の達成状況を調査し、認知症施策の効果に関する評価を行うこととされている。
- * 都道府県・市区町村は、認知症の本人や及び家族等の意見を聞きながら、それぞれの計画を策定する必要があり、地域の実情や特性に即した取組を創意工夫しながら推進していく必要がある。

「新しい認知症観」に立ち、本人参画で共生社会の実現を図る

共生社会の実現を推進するための認知症基本法のポイント

基本法の全文はこちら



POINT 1 第1条(目的)

認知症の本人が尊厳を保持しつつ希望を持って暮らすことができるよう、認知症施策を総合的かつ計画的に推進し、認知症の本人を含めた国民一人一人がその個性と能力を十分に発揮し、相互に人格と個性を尊重しつつ支え合いながら共生する活力ある社会(=共生社会)の実現を推進。

* 施策や事業はあくまでも手段であり、目的は共生社会の実現であることに留意する。

認知症の本人のアイデアで スーパー銭湯が世代を超えた集いの場に 和歌山県 御坊市(人口:21,800人)

自治体
取組
事例
1

「たまにはゆっくり風呂に入りたい」という本人のつぶやきを、認知症地域支援推進員が他の推進員や認知症コーディネーターに共有。実現するためのアイデアを出し合うと、さらに本人から「市内のなじみのスーパー銭湯で本人たちが集まったらいいなあ」との声があり、地域のスーパー銭湯に相談しました。店長さんが「なじみのお客さんも歳を重ね、気がかりな人もいる。いつまでも気持ちよく利用してほしい」と快く協力してくれることになり、実現しました。

まちの人気スポットなので、サロンには本人も家族も専門職も行政職員も、皆が喜んで参加します。温泉に浸かって、サロンに集まると、いつも以上に会話も弾み、楽しい時間を過ごせることを実感しあえる貴重な場になっています。リラックスした楽しい雰囲気では、人が集まりやすく、本人が地域へ出ていくきっかけにもなっています。

専門職や行政担当者も、地域での取組を本人視点で見直すことで、地域にある様々な社会資源に気づくことができました。ともに過ごす中で、本人だからこそ気づけるバリアやバリアの解消のためのアイデアが聞かれ、誰もが利用しやすいバリアフリーの環境づくりにも繋がっているのではないかと思います。



ひ孫も参加し、ともに快適なひと時



皆のイメージから、「ごぼうホットサロン」と命名!



誰もが分かりやすいように工夫しました

共生社会の実現を推進するための認知症基本法のポイント

基本法の
全文はこちら



POINT 2 第3条(基本理念)

認知症施策は認知症の本人が尊厳を保持しつつ希望を持って暮らすことができるよう、①～⑦を基本理念として行う。

- * 計画策定やすべての取組を進める前に、自治体担当者・関係者が、基本理念についてよく話し合い理解を深めながら、共有・浸透を図ることが重要。

基本的人権を、すべての基礎にする

- * 人権が軽視されている現状・発想を変えていく。
- * 自分ごととして、人権の重要性を考え、守る。

① すべての認知症の本人が基本的人権を持つ個人として、自分の意思で生活できること。

- * すべての本人が、年齢・状態・居住場所・家族の有無・経済状態その他を問わず、人として当たり前の基本的人権を持つ個人として、自分の意思で日常生活や社会生活を営むことができる、という考え方の浸透を図る。
- * 認知機能の低下があり、意思決定をしにくい認知症の本人だからこそ、自分の意思で生活を営めるようにすることが肝心。
- * 基本的人権を守ることを日々の中で徹底していくことで、認知症の本人のストレスと不安・混乱・失望等を最小化し、尊厳と希望を持って暮らせ、共生社会の実現につながる。

② 国民が認知症の正しい知識と認知症の本人に関する正しい理解を深めることができるようにすること。

- * 認知症についての正しい知識のみでなく、「新しい認知症観」(P.1参照)に立って、「認知症の本人に関する正しい理解を深める」ことに注力する。
- * 地域に根強く残る「認知症になると何も分からなくなり、出来なくなる」という考え方を、「新しい認知症観」に切りかえて、自地域で暮らす認知症の本人の理解を深めていく。

③ 日常生活・社会生活の中で障壁を除去することで、自立した生活や意見表明・社会参画の機会が確保されること。

- * 日常・社会生活を営む上でのバリアフリーを通じて、すべての認知症の本人が社会の対等な構成員として、個性と能力を十分発揮できるようにする。
- * 地域で安全・安心に自立し日常生活・社会生活を営むことができるようにする。
- * 自己に関することに意見を表明する機会を確保する。
- * 社会のあらゆる分野における活動に参画する機会を確保する。

④ 認知症の本人の意向を十分に尊重し、良質で適切な切れ目のないサービスが提供されること。

- * 認知症の本人の意向を十分に尊重していくことが前提。認知症の本人の視点にたって、良質で適切な保健医療サービス、福祉サービスを切れ目なく提供する。

⑤ 適切な支援により、認知症の本人及び家族等が地域において、安心した日常生活を営むことができること。

- * 認知症の本人だけでなく、家族等(家族本人と日常生活において密接に関係を有する者)に対する支援を適切に行うことで認知症の本人及び家族等が安心した生活を営むことができるようにする。

⑥ 共生社会の実現に資する研究等を推進すること。

⑦ 教育、地域づくり、雇用、保健、医療、福祉その他各関連分野における総合的な取組を行うこと。

- * 各自治体で、庁内の各分野の部署の力を借りて進めていくことが大切。
- * 認知症の本人の声を起点に、これを実現するために、すぐに手を組める部署などとともに一歩ずつ動き始めることで、総合的な取組となるよう拡充を図っていく。

POINT 3 第8条(国民の責務)

国民は認知症の本人に関する正しい理解を深めるとともに、共生社会の実現に寄与するよう努めなければならない。

- * 認知症を自分ごととして考える必要がある。
- * 住民に伝えるだけでなく、まずは行政担当者や専門職の人たちから、認知症を自分ごととして考え、共生社会の実現に向けた取組を進めていく必要がある。

POINT 4 第11条～第13条(認知症施策推進基本計画等)

- * 政府は基本計画を策定しなければならない(義務)。
- * 都道府県、市区町村は計画を策定するよう努めなければならない(努力義務)。
- * あらかじめ、認知症の本人と家族等の意見を聞くよう努めなければならない。
- * 少なくとも5年ごとに計画を検討、必要時は変更する。
- * 都道府県・市区町村はその特性に応じた計画を、認知症の本人及び家族等の意見を聴きながら創意工夫し、自主的に策定していくことが大切。
- * それぞれの自治体の地域特性を駆使して創意工夫しながら、認知症施策を総合的・計画的に推進していく必要がある。
- * 行政職員が認知症の本人や家族等の活動の現場に出向くこと等により、認知症の本人や家族と対話し、意見を交換し合うことで、認識を共有することが重要である。

認知症の本人も参画する 鳥取市の認知症施策推進計画づくりのワーキングが発足 鳥取県 鳥取市(人口:188,200人)

自治体
取組
事例
2

- ✿ 本人が鳥取市のさまざまな会議に参画したり、本人ミーティングで、市の施策や地元企業の製品開発に加わり、本人ならではの気づきやアイデアを出せる機会を増やすことで、本人の活躍の場が広がってきました。この動きをさらに広げていくために、認知症基本法を機に、市の認知症施策推進計画づくりに着手しました。本人をはじめとして、鳥取市に暮らすさまざまな人が参画して楽しく語り合うワーキングを立ち上げ、意見を出し合っています。
- ✿ ワーキングの場ではもちろんですが、これまでの取組での意見も活かしながら、認知症になっても自分らしく暮らし続けられる鳥取市のために、皆で計画を作っていきたいと思います。



POINT 5 第14条～第25条(基本的施策)

- * 認知症施策推進計画を策定するには、以下の12項目の基本的施策を中心に検討する必要がある。
- * 地方公共団体は、以下12項目に加えて創意工夫をしながら、地域の実情や特性を活かした取組を、認知症の本人の声を起点とし、認知症の本人の視点に立って、認知症の本人と家族等とともに推進することが重要である。

①認知症の本人に関する国民の理解の増進等

- * 誰もがなり得る認知症について、国民一人一人が自分ごととして理解を深めることが重要であり、すべての施策が効果的に進むためにも必要。
- * 実感的な理解を深めるためには、認知症になってからも希望を持って前を向いて暮らすことができている、実際の姿や声を発信する取組に力を入れる。

②認知症の本人の生活におけるバリアフリー化の推進

- * 認知症の本人にとっての、日々の生活を営む上で障壁となるものを除去する。
- * 地域において安全かつ安心して自立した生活を営むことができるようにする。
- * 意見を表明する機会や社会活動に参画する機会の確保を通じて、その個性と能力を十分に発揮できるようにする。

③認知症の本人の社会参加の機会の確保等

④認知症の本人の意思決定の支援及び権利利益の保護

⑤保健医療サービス及び福祉サービスの提供体制の整備等

⑥相談体制の整備等

⑦研究等の推進等

⑧認知症の予防等

⑨認知症施策の策定に必要な調査の実施

⑩多様な主体の連携

- * 認知症の本人の声を起点に、望む生活の継続を認知症の本人の視点にたって分野横断で実現を図る。
- * 認知症の本人、そして地域の住民や専門職、地域の多様な産業分野の人等が、互いの個性や個性と能力を発揮しあって支え合い、活力を保ち伸ばしていく社会をともに創る。

⑪地方公共団体に対する支援

⑫国際協力

認知症の本人の声に耳を傾け 社会参加をともに実現

静岡県 藤枝市(人口:137,100人)

自治体
取組
事例
3

藤枝市の職員は、日頃から本人の声を聞くことを大切にしています。「誰に相談していいかわからなかった。同じような気持ちの人が他にもいると思う」という本人の声から、本人同士が交流し合える機会が必要であることが分かり、思いを共有できる「本人ミーティング」をはじめました。「認知症の本人は話せない」と決めつけず、本人の発言をゆっくり待つことで、自分の考えを共有できる機会を後押ししています。

藤枝市では、本人ミーティングの場は社会参加のためのきっかけ作りと考えており、そこで本人が話した「やりたいこと」を叶えるために必要なことは何かを本人と一緒に相談し、活動しています。その他にも、本人とともに、本人ガイドの作成や、認知症ケアパスの改定などにも取り組んでいます。



認知症の本人からのメッセージ

自分らしい暮らしを
諦めずに
続けていこう

藤田 和子さん

鳥取県在住 63歳

(一社)日本認知症本人
ワーキンググループ代表理事
認知症本人大使「希望大使」

私は45歳で若年性アルツハイマー病と診断されました。日々、工夫をしながら暮らしています。自分なりに考え、自分のことを決めてきました。会議や講演等で出かけることも私の日常の一部です。

さまざまな人たちと出会い、語り合い、自分らしい人生を生きています。認知症になってからもさまざまな可能性が広がっていくことを実感しています。地元の本人ミーティングでも、話しやすい場を活動支援者と丁寧につけています。参加する人も増えてきて、市の取組に提案を出したり、自分たちの暮らしをサポートする製品・サービスの開発に参画しています。

基本法のもとで、自分らしい暮らしを諦めることなく続けていける人が全国で増えていくように、それを後押しする人も増えてほしいです。



毎日続けるから
お化粧もできる



地元のラジオ局で
「ミニ・本人ミーティング」
を生放送

「役割」が元気の源！
「対等な関わり」で、
楽しく暮らせる

鈴木 貴美江さん

京都府在住 85歳

京都府認知症応援大使
認知症本人大使「希望大使」

「なんか違うなぁ？」とモヤモヤしていた75歳の時、認知症と診断されました。はっきりしたことで、気持ちはスッキリしました。

主治医のすすめで認知症カフェに行ってみると、ステキな喫茶店で、同じ年代の方と知り合い、人見知りの私も話が弾み、コーヒーの淹れ方も教わりました。次に通った認知症カフェは、やりたいことを聞いてくれて、自分で選べます。洗い物を手伝ったり、コーヒーを淹れたり、「役割がある」ことは楽しいし、やりがいになります。

支援者が味方になって後押ししてくれるので自転車にも乗れるようになりました。ボーリングは昔より良いスコアが出るし、まだまだやりたいことがいっぱい。忘れてもうまくつきあう方法が見つければ怖くありません！



誰かのお役に立つことが
私の元気の源



仲間の後押しで
自転車に乗れた

認知症になってからも、希望を持って暮らせる！

私たち本人の思いと力を活かして、自分らしく
暮らし続けられるまちを、ともにつくっていきましょう！

受 講 説 明 会

安房地域では、地域の支え合いとして一般市民が後見人となる「市民後見人」を養成する講座を開講します。開講にあたり、市民後見人の活動や養成講座の内容および今後の方針について説明会を行います。

※この説明会に出席していることが、養成講座受講の応募条件となります。

参加者募集

- ✓ おおむね25歳から70歳以下の方
- ✓ 安房圏域(館山市、鴨川市、南房総市、鋸南町)にお住まいで、成年後見制度等に関心がある方

この説明会では、

- ・成年後見制度について
 - ・市民後見人養成講座の概要
 - ・講座日程、受講申込方法、応募資格、定員、講座内容等を分かりやすくお話しします。参加は無料です。
- みなさまのご参加をお待ちしております♪



開催日程・会場

2025年 **4月26日** **土** 9:30~11:30 ①鋸南町保健福祉総合センターすこやか
14:00~16:00 ②鴨川市ふれあいセンター

2025年 **5月10日** **土** 9:30~11:30 ③南房総市三芳農村環境改善センター
14:00~16:00 ④館山市コミュニティセンター

上記①~④のうち、いずれかの会場にご出席ください。すべて同一の内容です。

お問い合わせ

社会福祉法人 鴨川市社会福祉協議会 安房地域権利擁護推進センター

TEL: 04-7093-5000 FAX: 04-7093-0623

ホームページ: <http://kamoshakyo.or.jp>

主催: 館山市、鴨川市、南房総市、鋸南町

協力: 館山市社会福祉協議会、南房総市社会福祉協議会、鋸南町社会福祉協議会

養成講座日程

基礎研修

- 【1日目】7月下旬
 - ・開講式 オリエンテーション
 - ・市民後見概論
 - ・意思決定支援
- 【2日目】8月上旬
 - ・対象者の理解
 - ・生活保護制度 他
- 【3日目】8月下旬
 - ・成年後見制度概論 他
- 【4日目】9月上旬
 - ・介護保険制度
 - ・高齢者、障害者施策 他
- 【5日目】9月下旬
 - ・中核機関等の実務とサポート体制
 - ・生活支援員業務について 他

実践研修

- 【6日目】10月中旬
 - ・対人援助の基礎
 - ・家庭裁判所の実際 他
- 【7日目】11月上旬
 - ・成年後見の実務
- 【8日目】11月下旬
 - ・事例報告と検討
- 【9日目】10月中旬～11月中旬
 - ・施設実習
- 【10日目】10月中旬～11月中旬
 - ・市民後見人の活動体験

=全10日間=

説明会会場案内

- ① 鋸南町保健福祉総合センターすこやか（所在地：鋸南町保田560）
- ② 鴨川市ふれあいセンター（所在地：鴨川市八色887-1）
- ③ 南房総市三芳農村環境改善センター（所在地：南房総市谷向109-1）
- ④ 館山市コミュニティセンター（所在地：館山市北条740-1）



お申し込み方法

受講をご希望の方は、安房地域権利擁護推進センターに下記の内容をお電話またはFAXまたはQRコードよりGoogleフォームからお申し込みください。

----- お申し込みはこちらから -----

社会福祉法人 鴨川市社会福祉協議会
安房地域権利擁護推進センター
TEL：04-7093-5000 FAX：04-7093-0623



市民後見人養成講座受講説明会参加申込票			
氏 名	カナ	希望会場	☐ ①鋸南 ☐ ②鴨川 ☐ ③南房総 ☐ ④館山
	(男・女)	連絡先	- -
住 所	〒 -		